

2020

教育委員会の事務に関する 点検評価報告書



～子ども大学きたもとの様子～



～日本薬科大学公開講座の様子～



～北本市市民文化祭芸術展の様子～

【生涯学習の支援】

点検・評価報告書の策定にあたって

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」において、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和元年度事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行ったものです。

御一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。

北本市教育委員会は、今後も市民の皆様の生涯に亘って学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」の推進に努力してまいります。

令和2年 8月

北本市教育委員会



教育委員会教育長・委員名簿

職 名	氏 名
教 育 長	清 水 隆
職務代理者	大保木 道子
委 員	金 井 裕
委 員	安 田 美詠子
委 員	久保田 篤 正
委 員	加 藤 潤 一

目 次

1	趣 旨	1
2	点検評価の対象及び方法	1
3	令和元年度の基本理念及び基本目標と施策	3
4	点検評価結果の構成	5
5	施策の取組状況	6
	基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	8
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	9
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	11
3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	14
4	進路指導・キャリア教育の推進	15
5	本物にふれる事業の推進	16
6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	17
	基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	20
1	基本的人権を尊重する教育の推進	21
2	人権啓発活動の推進	22
3	心の教育の推進	23
4	ボランティア・福祉教育の推進	25
5	生徒指導・教育相談体制の充実	25
6	児童生徒の健康の保持増進	28
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	30
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	32
	基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	35
1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	36
2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	37
3	教職員の資質の向上	39
4	教育環境の整備・充実	41
5	学校経営の改革推進	43
	基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	44
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	45
2	地域の教育推進体制の充実	45
3	子供の読書活動の推進	47
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	48

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援	49
1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	50
2 学習施設の整備・運営の充実	52
3 文化芸術活動の推進	55
基本目標Ⅵ 文化財保護の推進	56
1 文化財保護の調査と研究	57
2 文化財の保存と管理	58
3 文化財の啓発と活用	59
4 郷土芸能の継承と支援	61
6 評価	64
7 指標一覧	69
8 教育委員会の活動状況	70
9 資料	73



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ

1 趣 旨

平成18年12月22日に教育基本法が改正され、新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）も一部改正が行われ、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることができるとも規定されています。

北本市教育委員会では、この法律に基づき、教育委員会の事務の点検評価を実施し、更なる改善・改革を推し進め、期待される教育行政に応えてまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

（1）点検評価の対象

北本市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、中長期的な視点に立って北本市教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、第2期北本市教育振興基本計画（以下、「第2期計画」という。）を策定し、教育行政施策を推進しています。

このことから、点検評価の対象は、第2期計画に掲げられた施策としています。

（2）点検評価の方法

第2期計画は、6つの基本目標に基づく施策を体系化しています。

このため、点検評価では、第2期計画に掲げられた施策を対象とし、具体的には、計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した「令和元年度教育行政の重点

施策」に沿って推進した30の施策に基づく事業の実施状況について、点検評価を行うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、施策ごとに示された取組に対するその実施状況を参考としました。

また、教育に関し学識経験を有する方から、各施策に関する評価をいただくとともに、全体を通しての講評をいただきました。

(3) 外部評価者

地教行法第26条第2項の規定に基づき、学識経験を有する評価者（外部評価者）として、以下の2名の方に評価・講評をいただきました。

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成 3年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所指導課 指導主事
平成 7年 埼玉県教育局指導部指導第一課 主任指導主事
平成 9年 埼玉大学 教育学部 助教授
平成15年 埼玉大学 教育学部 教授
平成20年 埼玉大学教育学部附属小学校 校長
平成22年 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科 教授
平成27年 埼玉大学 名誉教授
平成28年 国際学院埼玉短期大学 教授・学長補佐
平成29年 国際学院埼玉短期大学 教授・副学長
(現在に至る。)

元埼玉県教育局南部教育事務所 所長 金子 美智雄（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属小学校 教諭
平成 元年 埼玉大学教育学部附属小学校 副校長
平成 6年 大宮市立栄小学校 校長
平成 9年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所 所長
平成11年 埼玉県教育局南部教育事務所 所長
平成13年 所沢市立所沢小学校 校長
平成16年 埼玉県公立小学校校長会 会長
平成19年 埼玉栄中学・高等学校 副校長・校長
平成23年 淑徳大学教員養成支援センター 特任教授

3 令和元年度の基本理念及び基本目標と施策

令和元年度の北本市の教育における基本理念及び基本目標と施策は次のとおりです。

【基本理念】

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【基本目標及び施策】

I 確かな学力と自立する力の育成

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 施策2 人権啓発活動の推進
- 施策3 心の教育の推進
- 施策4 ボランティア・福祉教育の推進
- 施策5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 施策6 児童生徒の健康の保持増進
- 施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

III 質の高い学校教育の推進

- 施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
- 施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
- 施策3 教職員の資質の向上
- 施策4 教育環境の整備・充実
- 施策5 学校経営の改革推進

IV 家庭・地域の教育力の向上

- 施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
- 施策2 地域の教育推進体制の充実
- 施策3 子供の読書活動の推進
- 施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

V 生涯学習の支援

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策2 学習施設の整備・運営の充実

施策3 文化芸術活動の推進

VI 文化財保護の推進

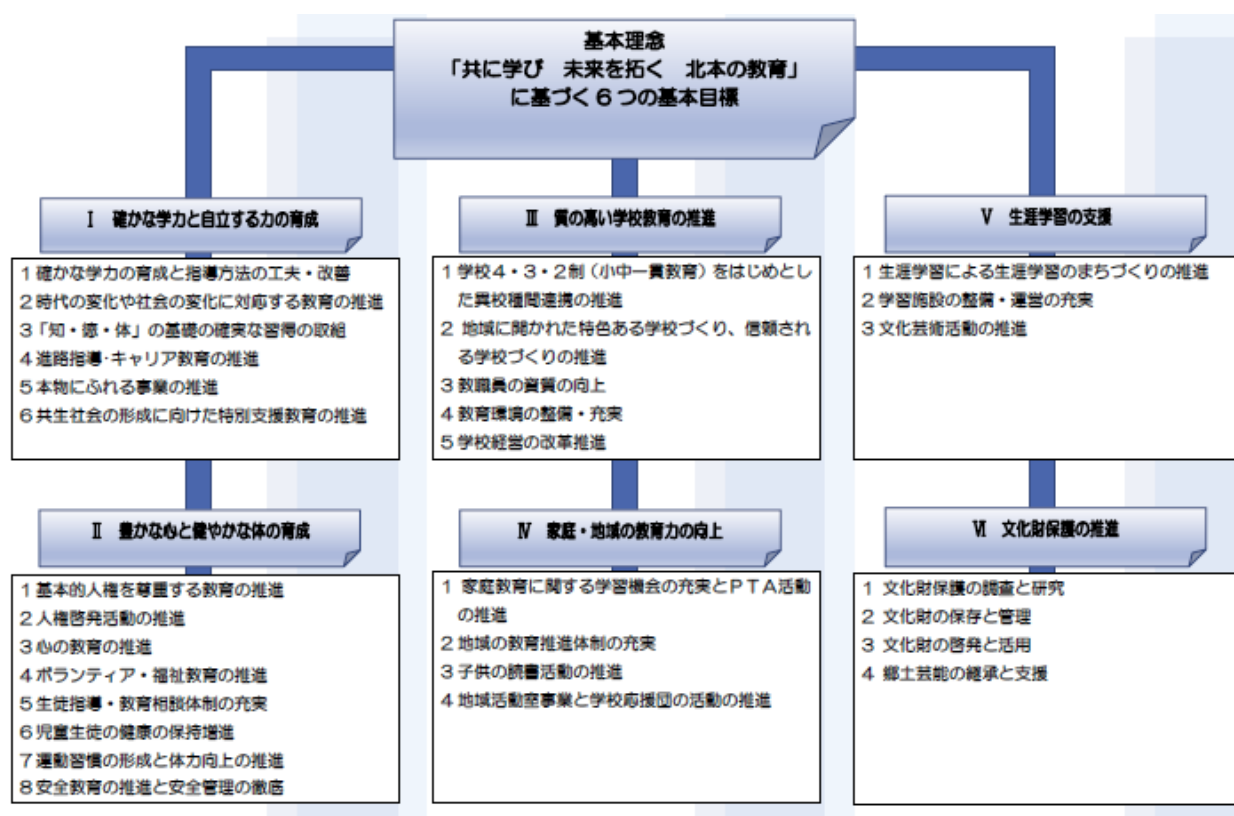
施策1 文化財保護の調査と研究

施策2 文化財の保存と管理

施策3 文化財の啓発と活用

施策4 郷土芸能の継承と支援

※生涯スポーツ関連事務は市長部局所管事務となります。



～ 第2期北本市教育振興基本計画 ～
【施策の体系図】

4 点検評価結果の構成

点検評価の結果については、「5 施策の取組状況」において、基本目標のもとに設定した施策ごとの「主な取組」「教育委員会の自己評価」「取組評価」「課題・方向性」を掲載しています。また、「6 評価」において、施策ごとの自己評価及び外部評価者評価を総括的に掲載するとともに、外部評価者による全体を通しての講評を掲載しています。

<「5 施策の取組状況」における凡例>

「事業」

第2期計画の各施策の「■主な取組」における事業を示しています。

「個別取組」

第2期計画に基づき策定した、「北本市教育行政の重点施策」に係る個別取組事項を示しています。

「令和元年度 取組状況・実績」

上記「個別取組」対応する令和元年度の主な取組状況及び実績を示しています。

「所管課」

「個別取組」における令和元年度の所管課を示しています。【凡例：教総→教育総務課、学教→学校教育課、生学→生涯学習課、文化財→文化財保護課】

「教育委員会の自己評価」及び「取組評価」

「令和元年度 取組状況・実績」に対する教育委員会の自己評価を示すとともに、次の評価記号を用いて、その評価基準を表しています。

「s」期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。

「a」期待水準を上まわる成果を挙げている。

「b」期待する成果を挙げている。

「c」期待する成果が十分に得られていない。

「課題・方向性」

各施策の事業に係る課題や次年度以降の施策の方向性を示しています。

「計画書」

第2期計画において掲載されている施策のページを示しています。

* 「5 施策の取組状況」に記載されている用語の意義については、第2期北本市教育振興基本計画84ページから89ページまでの用語解説の説明を御参照ください。

5 施策の取組状況

基本目標Ⅰ

確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ

生涯学習の支援

基本目標Ⅵ

文化財保護の推進



～外国語活動の様子～

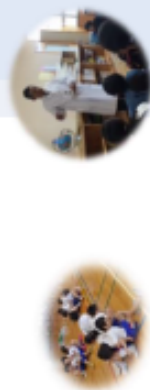
～ 第2期北本市教育振興基本計画(概要) ～

北本市
kitamichi city

第2期

北本市教育振興基本計画

～共に学び 未来を拓く 北本の教育～
(平成30年度～平成34年度)



平成30年2月

北本市教育委員会

北本市教育振興基本計画とは

○教育基本法に基づき、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した計画です。

○北本市全教の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」との関係性と、「北本市教育施策大綱」との連動性を踏まえた、教育行政分野における計画です。

○第2期計画の計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間です。

○第2期計画では、第1期計画(平成25年度～平成29年度)の成果や課題を明らかにし、引き継ぎ、中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定した計画です。



基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

～第1期計画で掲げた、この色あせることのない基本理念を、第2期計画でも掲げます～

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を送ることに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、上記の基本理念を掲げます。

基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習の支援
- VI 文化財保護の推進

※生涯スポーツ関連事項は市長部局所管事項となります。

※平成30年2月に策定した計画の概要版を参考掲載しています。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにします。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	令和元年度 取組状況・実績					
施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善								
○各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立								
		・地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善をとおして、教育課程に基づく教育活動の質の向上に努めます。	・市内全中学校区で研究している小中一貫教育（学校4・3・2制）において、各中学校区の児童生徒の発達の段階とともに地域の実態に即した教育課程の実現を目指し、学校訪問や研修会、研究発表等で各校に指導しました。 ・各学校の教育課程の実施状況を適切に把握し、授業時数等の量的確保とともに、質的向上を目指して各校に指導しました。 ・新学習指導要領の全面实施に向け、外国語・外国語活動、プログラミング教育をはじめとする教育課程に係る研修を実施しました。 ・地域とともにある学校、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校運営協議会の研究に取り組みました。	学教	・各学校の教育指導計画、学習指導案や研究発表において、小中一貫教育の視点の深まりが見られました。 ・各学校の教育課程の実施においては、授業時数の適切な量的確保とともに、質的向上ができました。 ・各種研修会においては、カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な視点で教職員の資質向上を図ることができました。	a	・小中一貫教育を要として、社会に開かれた教育課程の実現に向け、教育活動の質の向上を目指した研修や指導を重ねていきます。 ・地域とともにある学校の実現に向けた研究をさらに進めていきます。	
○新たな教育課題に対応した教員養成と指導力向上研修								
		・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、教師の指導方法について研修会を実施します。	・市内学力向上推進委員会で「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善を伝えるとともに、学校訪問や教科研修会等において、効果的な指導内容・指導方法の工夫を教員に伝えました。 ・学びジョンプログラムで道徳科と外国語活動・外国語の指導方法を研究し、その取組の成果を全校の教員に広めました。	学教	・研修会の実施により、教員が指導方法を見直すと同時に、「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業展開を心がけるよう、意識改善に努めることができました。	b	・「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、どのように学ばせるかを意識した授業改善に努めていきます。	
		・学び続ける意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容及方法を工夫し、改善を図ります。	・言語活動の充実、思考力・判断力・表現力の育成、さらには学力向上課題解決プランとの関連など、各小・中学校が特色を生かした教育課程を編成し、実施しました。 ・全小・中学校で研究授業、研究協議を実施し、効果的な指導方法の工夫について検討しました。	学教	・全国、県の学力・学習状況調査の結果分析を確実に実行させ、各校の課題を掴ませ、課題に沿った手立てを考えさせるとともに、研究授業・研究協議を通して、言語活動を充実させる効果的な指導方法を広めることができました。	b	・各小・中学校の学力向上課題解決プランを見直し、取組や実践を活かすとともに、新学習指導要領を見通し、さらなる言語活動の充実、思考力、判断力、表現力の向上を目指した教育課程の編成をしていきます。	

○義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育（学校4・3・2制）の推進【※令和元年度重点項目】

・児童生徒の発達段階やその特性に応じて、適切に支援します。	・小学校における教科担任制を推進するため、非常勤講師を配置し、高学年の理科を専科で担当させたり、中学校教員が小学校に出向き、算数、音楽、外国語活動や道徳を担当したりと、発達段階に合わせた授業の実践を行いました。	学 教	・小・中合同研修会や互いの授業参観を通じ、9年間の連続性を重視した指導を推進し、研究を深めることができました。	a	・9年間を見通した学びや育ちの連続性を高めるため、合同研修会の内容を深め、系統的な教育課程の編成を進めていきます。
・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、子供の指導に関する情報の共有化などを図ります。	・児童生徒の交流を図るため、毎学期の合同あいさつ運動、バスケットボール指導（4月）、部活動体験（7月）、小中合同レク（7月）、陸上競技指導（10月）、歌声交流会（11月）、6年生1日体験入学（3月）などを実施しました。また、教員間交流と相互理解を深めるため、小・中合同研修会を夏季休業中に1回、各学期に1回以上実施し、情報共有を図りました。	学 教	・教科担任制、小・中相互乗り入れによる授業及び指導、児童生徒どうしの交流等の実施により、相互理解がより一層深まり、「中1ギャップ」の軽減につながり、中学校1年生の不登校生徒が昨年度に比べ3人減少しました。	a	・当該事業に基づく「中1ギャップ」の軽減への効果、及び中2段階での不登校軽減への効果についても、引き続き研究していきます。

○きめ細かな学習指導を展開するための少人数学級の充実

・小1、小2における30人程度学級、小3、小4における35人程度学級を実施し、個に応じた指導や発達段階に応じた指導を行うことで、規律ある態度の育成や学力向上を図ります。	・小学校1校に1人の市費採用教員を配置することにより、少人数学級を編制し、個に応じた指導や発達段階に応じた指導を実施しました。基本的な生活習慣や規律を身に付ける発達段階である小学校の低中学年においてきめ細かな指導をすることで、学力向上にもつながるよう指導を行いました。	学 教	・中学年における少人数学級の実施に伴い、きめ細かな学習指導や個に応じた指導が実現し、児童の規律ある態度の育成や学力向上を図ることができました。	b	・市費採用教員の配置に変わる取組により、きめ細かな指導を展開していきます。
・少人数学級での研究授業を実施することで、教師の指導力を高め、学力向上へつなげます。	・市費教員を配置した学校では、研究授業及び研究協議を2回実施しました。研究協議では、校長及び市教委より授業改善のための指導・助言を行いました。	学 教	・研究授業及び研究協議を通して、指導力の向上を図ることができました。	b	・県の少人数学級編制に係る研究指定を受け、研究授業を実施し、教師の指導力の向上を高めていきます。

○学力調査や満足度調査など各種調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価

・各小・中学校で学力の課題を設定し、実効ある対策と学力向上プランをもとに、授業の工夫をするとともに、学力向上推進委員会でその達成度を評価します。	・各小・中学校において、全国、県の学力・学習状況調査の結果を受け、学力向上プランを見直し、それに基づいた取組を行いました。 ・各小・中学校の具体的な取組の共有化を図り、学力調査を活用した実効ある対策の実施を促進するため、各校代表者を集めた学力向上推進委員会を開催しました。（7月、2月開催）	学 教	・各小・中学校において学力の課題解決に向けて、検証改善サイクルに基づいた取組を進めました。また、学力向上推進委員会で、優れた実践の共有化を図り、授業の工夫改善につなげることができました。	b	・課題解決に向けて、学力向上プランの見直しを行い、プランに沿った実践を行っていきます。
・学校生活を調査するアンケートを実施することで、児童生徒一人一人の状況、クラス全体の状況を把握し、学級経営の改善を図るとともに、学力向上やいじめ、不登校などの課題の解決を図ります。	・小学校では「なかよしアンケート」、中学校では「生活アンケート」という名称で、学校生活の悩みや家庭の様子が分かるアンケート調査を全児童生徒から行いました。夏休みを除いて毎月行い、児童生徒一人一人の実態把握ができました。アンケートの内容を、担任・学年主任・管理職による複数の目でチェックし、児童生徒の支援・見守りに関する情報を学校全体で共有しました。	学 教	・定期的にアンケート調査を行うことで、児童生徒が抱える悩みや家庭環境などの把握に効果的でした。 ・調査内容で、担任等が気になることがあったら、すぐに聞き取り調査を行うことができ、早期発見・早期対応を行うことができました。	b	・登校児童生徒のアンケート調査は確実に実施できていますが、不登校児童生徒に関しては、アンケートの送達確認が困難な部分もあるため、家庭と協力・連携のもと、実施していきます。

○地域の教育力を活用した夜間補習「ナイトスクール」及び土曜日・長期休業日における補習の推進【※令和元年度重点項目】

・児童生徒一人一人の学力の向上を図るために、各小・中学校の実態に合わせて、学習支援のボランティアの協力を得るなど、地域の教育力を活用した補習を実施します。	・市内各小・中学校において、約10回の土曜補習を開講し、延べ2573名の参加児童生徒に対して、学習習慣の定着や基礎学力を高めるための学習支援をすることができました。 ・補習にあたり、各校教職員のみならず、学習支援ボランティアの協力を得て実施しました。	学 教	・地域の方や教員OBの講師の方との連携を図り、充実した学習指導を行うことができました。	b	・今後地域の教育力をこれまで以上に活用するために、市ホームページや広報誌を活用するなど募集に係る周知の仕方に工夫を加えていきます。
・学ぶ意欲を支え、学力の向上を図ることを目的に、中学生の希望者を対象とした夜間補習「ナイトスクール」を、教員OB等の協力のもと実施します。	・中学校4校の3年生を対象に、学ぶ意欲と学力の向上を図るためのナイトスクールを、月に2回程度、合計19回実施し、37人が受講しました。 ・講師は地域の方や教員の他、教員OBにも依頼し、個の課題に対してきめ細かく支援することができました。	学 教	・中学3年生を対象に、基礎学力の定着の充実を図ることができ、地域の方・教員・教員OBの協力から講師人数を充実させ、個別指導による学習を進めることができました。	b	・年間の学習プラン・教材・講師確保など検討しながら、学力向上が急務な生徒に焦点を当てた計画を進めるほか、不登校の生徒も参加できる体制を整えていきます。

施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

P29

○国際理解教育の推進

・ALTを計画的に配置するとともに、ALTを活用した企画を立案・実施し、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる英語教育の充実を図ります。	・様々な出身国のALTを4人任用し、小学校で週1.5日、中学校では週2日配置しました。 ・月例ALTミーティングを開催し、課題について情報共有をするとともに、適宜ALTに対して指導助言を行いました。 ・夏季休業中を利用し、小学校5・6年生を対象に「イングリッシュ・サマー・プログラム(ESP)」を2日実施し、外国語の興味関心を高め、コミュニケーション能力を育成しました。	学 教	・ALTの研修を月1回の頻度で計画的に行い、効果的な活用を行うことができました。 ・「ESP」は、ALTが主体的に企画立案・運営することで、ALTの教育実践力を高め、参加した児童及びボランティアとして参加した中学生の全員から「楽しかった」という感想を得られました。	a	・ALT配置事業については、令和2年度から配置業務委託に切り替え人数も4名から6名に増えるため、新学習指導要領が全面实施されることも含め、効果的なALTの活用の在り方についてより一層研究してまいります。
・わが国の伝統文化を理解し、尊重する態度をはぐくむとともに、諸外国の文化に対する理解を深め、広い視野をもった児童生徒を育てる教育を推進します。	・小学校の外国語活動や中学校の英語の授業、総合的な学習の時間等をととして外国の文化に対する理解を深め、国際性を養うと共に、視野を広めることができました。	学 教	・小学校では主に英語によるコミュニケーション活動の中で外国の文化や習慣に関して理解を深めることができ、中学校では英語の授業に加え、総合的な学習の時間で国際理解を取り上げ、個々の課題意識に基づいて調査・まとめ・発表活動を行うことができました。	b	・小中一貫教育の観点から英語教育に系統性を持たせ、総合的な学習の時間においては各中学校区ごとに取り上げた内容を共有し発展性のある実践を行います。 ・オリ・パラと関連させ、受け入れる2か国の伝統や文化への理解を深める教育を推進します。
・小学校段階からの外国語活動をさらに推進するために、長期休業期間等を活用した、児童・教職員対象の外国語活動研修を実施します。 【※令和元年度重点項目】	・8月の研修では、各小学校の取組について情報交換を行い、指導方法の共有化を図るとともに、中学校の英語科教諭にも参加を依頼してALTとHRT(学級担任)の効果的な連携の在り方に関するワークショップ型研修を行い、実践的指導力を育成しました。 ・2月の研修では、小学校における「パフォーマンス・テスト」推進のために、2学期中に撮影した「英語専科指導教員」の授業実践の映像をもとに協議を行い、ロールプレイを通して実際の指導方法を身に付けることができました。	学 教	・研修を充実させたことで、外国語活動、外国語の授業において、指導方法が全小学校で共有化することができました。 ・小学校教員が中学校教員の専門的な知見に触れ、合同研修することで、教科化に向け、専門性を高めることができました。	s	・小学校の外国語の教科化に鑑み、長期休業中に研修を行い、校内での中核となる教員を育成してまいります。 ・英語専科教員の配置により、小学校の英語教育の質を高め、専科ではない担任の英語指導力の向上を図ります。

○情報教育の推進

・情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。	・情報セキュリティポリシーに基づく研修会等を各校において、年度当初、各学期末、夏季休業中に行いました。	学 教	・健全育成会議やいじめ非行防止ネットワークチーム会議において、SNS上のトラブルに関する事例や「ネットいじめ」について取り上げ、対策の在り方等について指導を行いました。	b	・倫理確立委員会等を活用し、各校の情報セキュリティポリシーに則った、教職員の情報セキュリティの意識の向上を図ります。
・児童生徒に対して、情報モラルを含めたネットトラブル等の防止に関する指導を積極的に実施します。	・児童生徒に対し、技術・家庭科、道徳、特別活動等の授業の中で、情報モラル・ネットトラブル対策等の指導を行いました。また、通信各社による出前授業等を活用し、親子でともにスマートフォンの使い方やSNSのトラブル等について考える機会を全小・中学校で設けました。	学 教	・情報モラル教育について、授業だけでなく、生徒指導部と連携し、全校朝会や学年集会でネットマナーの指導を行い、ネットトラブル対策を実施しました。	b	・ネットトラブルは、SNS内で見えない部分で多発し、深刻化していることから、情報モラル教育の啓発を家庭にも広めていきます。
・情報機器等を活用した情報の共有化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現を図ります。	・校務支援システムの活用促進を図るため、管理職や新採用、転入教職員向けの研修会を行いました。 ・校務の適切な効率化を目指し、小学校における新学習指導要領に対応したシステムのカスタマイズを行いました。	学 教	・各学校の教職員全員が校務支援システムを活用できる環境を整えられるよう、研修を実施できました。 ・システムのカスタマイズにより、各校の教職員の負担軽減につながりました。	b	・新しい時代を見据え、関係課と連携しながら情報機器等のさらなる充実を図って行きます。
・インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。	・各教科において、インターネットをはじめとする各種メディアを積極的に活用しました。 ・社会科での地域調べ、総合的な学習の時間での調査活動等においてインターネットなど多様なメディアを活用しました。	学 教	・プログラミング教育については、夏季休業中と3学期に研修会を計画的に開催し、各校における推進者を育成するとともに、プログラミング教育の実践事例を蓄積することができました。	s	・プログラミング教育の推進を継続しつつ、ICTの整備計画に基づき、1人1台環境における効果的な教育実践の在り方について研究していきます。

○環境教育の推進

・学校生活や家庭生活で、自然を大切にしたいという思いを、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する循環型社会を目指すための教育を推進します。	・児童生徒の環境問題についての意識の高揚を図るため、各小・中学校において、埼玉県が進めるエコライフDAYにおけるエコライフに係る取組を実施しました。 ・児童生徒の家庭生活や環境への関心を高めるため、エコキャップ、牛乳パック等の回収を児童会・生徒会を中心に実施しました。中でも牛乳パック回収は、全小・中学校で取り組みました。	学 教	・エコキャップ回収やエコライフDAYの取組を通して、児童生徒のリサイクルや省エネといった環境問題に対する意識の向上がみられました。	b	・様々な活動と各教科をリンクし、活動のみにならないように注意し、環境教育への児童生徒の意欲を一層高められるようにします。
・自然に対する関心を高めさせるとともに、地域の人々と連携し、学校緑化運動や自然学習センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。	・児童生徒の自然に対する意識や関心を高めるため、全小・中学校において、動植物の飼育・栽培、花壇の整備などの各種体験活動、学校農園の充実などの学校ファームの取組を実施しました。	学 教	・学校ファームは全小・中学校で実施し、自校で収穫した農作物を給食で使用するなど、児童生徒の生活に身近な取組ができ、自然環境や食物に関する意識が高まりました。	b	・学校ファーム等環境保全に係る取組を継続し、児童生徒が常に環境問題への意識を持てるようにします。 ・中丸小学校に委嘱された県事業の成果を各校に広めます。

○学校図書館教育の充実

・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をととして、多様な指導の展開を図ります。	・朝読書の習慣化の他、図書に関わる集会や児童会・生徒会活動等を各学校で計画し、多様な視点で読書習慣の形成を図りました。 ・学校図書館の学習情報センターとしての機能を充実させ、授業等での調べ学習の推進を図りました。	学 教	・全小・中学校で、調べ学習で学校図書館を活用しているとともに、児童会・生徒会活動を中心として展示やイベント等を実施し、読書習慣の形成を図りました。	b	・各学校の図書館が、市立図書館とも連携しながら児童生徒の読書習慣の形成を図るシステムづくりも検討していきます。
・読み聞かせや朝読書等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。	・全小・中学校で、朝読書に取り組みました。 ・小学校においては、地域の教育力を生かしながら本の読み聞かせを行い、読書に親しむ機会を設けました。	学 教	・朝読書や読み聞かせを中心として、児童生徒の読書の習慣化が図れました。	b	・保護者からは学力向上のニーズも高く、読書の推進との両立を図りながら推進していく必要があります。
・全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、学校図書館の充実のために司書教諭の有効活用に努めます。	・各校における読書推進や学校図書館教育の充実を図るため、司書教諭配置基準に則り、司書教諭を配置しました。（全12校中11校で発令） ・専門的知識を有する司書教諭、図書主任、学校図書館指導員が連携しながら学校図書館を運営するよう指導しました。	学 教	・学級数の規定による配置義務9校に対して、11校に司書教諭を配置しました。 ・学校図書館においては、司書教諭と図書主任、学校図書館指導員が連携して運営するよう指導しました。	b	・各学校、地域の実態に応じて最大の教育効果を生み出す学校図書館教育の実践に向け、今後も司書教諭の有効活用を図っていきます。
・全校に指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。	・全小・中学校に学校図書館指導員を配置しました。 ・人のいる温かみのある学校図書館、読書・学習情報センターとしての機能をもつ学校図書館の充実を目指し、学校図書館指導員研修会を年3回行いました。	学 教	・年3回の学校図書館指導員研修会においては、専門家による講演の他、実践事例の共有、人権教育に係る研修など、様々な視点で学校図書館指導員の資質向上を図りました。	b	・学校図書館の資質向上は十分図れていますが、蔵書管理の電子化など、読書環境をより整えていく必要があります。

施策3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組

P31

○「学力」・「規律ある態度」・「体力」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせる教育の推進

・児童生徒が「読む・書く」・「計算」の基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、教育活動の充実に努めます。	・継続的な取組を通して、各小・中学校の学力向上プランで基礎学力向上の取組を重視して実施しました。 ・市学力向上推進委員会において、県の効果ある取組の紹介や、各中学校区における各校の取組発表・研究協議を行いました。PDCAサイクルを意識し、基礎学力を確実に身に付けることができるよう、指導方法の改善を行いました。	学教	・市内学力向上推進委員会で取組の普及・啓発を行った結果、各小・中学校での取組が充実し、教育課程の工夫に成果があらわれました。 ・各小・中学校に県のコバトン問題集等ワークプリントの活用実践が充実してきました。	b	・学校訪問の際、検証結果で定着が不十分であった分野の取扱を丁寧に行うよう指導していきます。 ・各小・中学校に県のコバトン問題集等ワークプリントの継続した活用を促していきます。
・学習指導要領の趣旨に沿って、育成を目指す資質・能力を明確化します。	・言語活動の充実の対応などを行うとともに、南部教育事務所や市教委による各小・中学校への学校訪問等とおして、学習指導要領の趣旨に沿った取組を適切に行っているかの確認を行いました。特に、小学校では、道徳の教科化及び外国語活動の実施に向けて、指導内容・指導方法の確認をしました。	学教	・学力向上プランの作成見直しを行うことで、指導内容、指導方法の見直しを図りながら、児童生徒に付けさせたい力を確認することができました。	b	・学習指導要領の趣旨に沿って、授業を進められるように、学校訪問や、各研修会で確認していきます。
・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けさせることができるよう、指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、学級経営を中心とした教育活動の充実に努めます。	・教育に関する3つの達成目標の理念を基に、規律ある態度の育成を目指すため、小中一貫教育を通して実施された小・中共同した生活習慣（学級経営を軸に）や学習習慣を身に付ける取組が研究・実践されました。	学教	・小中一貫教育を通して、生活のきまりの共通化を図ったり、発達の段階に合わせた内容にしたりするなどの具体的な工夫がみられました。	b	・発達の段階の違いを考慮し、学習環境のユニバーサルデザイン化を継続させ、児童生徒の学習環境を整えていきます。
・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。	・各小・中学校において、あいさつ運動を毎月実施しました。 ・全中学校区で小・中合同のあいさつ運動を行いました。	学教	・小・中合同あいさつ運動などでも、活動の振り返りを取り入れ、取組の意味や大切さなども理解して行えるような改善がみられました。	b	・あいさつ運動などは形骸化させず、小中連携を通して、中学生があこがれの存在となり、自尊心を高められるよう工夫していきます。
・「体力」について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなど、体力向上に取り組みます。	・新体力テストの個人結果を児童生徒一人一人に確認させ、自己の体力の把握したり自己の体力に応じた目標を持たせたりするよう各小・中学校へ指導しました。また、自己の体力に応じた課題が克服できるような活動を授業に取り入れるよう各小・中学校へ指導しました。 ・これまでの自身の伸びを感じ取れるよう、個人結果は毎年度貼りためていくよう各小・中学校へ指導しました。	学教	・各小・中学校において、児童生徒一人一人に目標を持たせて運動させることができました。 ・授業においては児童生徒の課題に応じた場の設定が小学校だけではなく中学校でもみられました。	a	・授業において、児童生徒の課題に応じた場の設定をするだけでなく、児童生徒一人一人の状況に応じた声掛けや指導を教員が行えるよう、研修を通して教員の意識を高めていきます。

○知識の理解の質を高め、確かな学力を育成する教育の推進

・児童生徒一人一人の学力の向上や生きる力を育てるため、発達段階と各小・中学校の実態を踏まえながら、地域の実態を活用した学習の支援を実施します。	・児童・生徒の発達段階に応じた指導を研究するために、各小・中学校を4つの中学校区に分け、学校や地域の実態に応じた研究を進めました。各小・中学校において、学校や地域の実態に応じた、地域の力を学習指導に生かす取組を実施しました。	学 教	・各中学校区の実態に合わせた研修を、小・中学校が連携しながら行うことができました。 ・地域の力を学習指導に取り入れ、昔遊びや棚田づくりなど、地域の伝統を学校教育に取り入れることができました。	b	・今後も、中学校区における小中一貫教育の中で、学習指導の研究を進めていくとともに、より積極的に地域の力を学習指導に取り入れていきます。
---	--	--------	--	---	---

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

P32

○積極的な進路相談の実施

・児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。	・発達段階に合わせ、将来への夢や希望を持たせるとともに、将来なりたい職業に就くための課題を持たせながら、キャリア教育を推進しました。特別活動などの授業では職業調べをして調べた内容を新聞でまとめるとともに、発表を行いました。	学 教	・特別活動の授業で望ましい職業観をもたせ、自己の将来の夢や希望を持たせることができました。また、キャリアチャレンジ推進事業を通して、より具体的に実践的な職業観を育むことができました。	a	・特別活動の授業における授業実践を各校で共有する研修の機会を設けるとともに、キャリアチャレンジ受入事業所の選択肢をより広げ、進路選択につながるよう工夫していきます。
・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を実施します。	・各中学校において、卒業後の進路選択を適切に行えるように、保護者・生徒・学校との三者面談を実施するとともに、進路に係る教育相談を必要に応じ実施して、主体的な進路選択が実現できるように支援しました。	学 教	・各中学校、全学年で保護者・生徒・学校の三者で面談を行い、適切な進路選択ができるよう指導しました。また、キャリアチャレンジ推進事業を通して、自己のキャリアについて主体的に考えられる生徒が増えました。	b	・校内の進路指導計画をさらに充実させ、学年ごとに計画的な進路指導・キャリア教育を行い、生徒や保護者の状況に合わせた進路相談を実施していきます。

○家庭や関連機関との連携の強化

・学校だより、家庭教育講演会等で進路選択に関する家庭での教育を啓発・支援します。	・家庭におけるキャリア教育を啓発するため、各中学校において、「学校だより」等による進路指導・進路情報の提供を行いました。 ・子育てについて保護者に情報提供するとともに、家庭における進路教育を啓発するため、小・中学校保護者を対象に、家庭教育講演会を実施しました。	学 教 ・ 生 学	・「学校だより」等を活用して、保護者に情報提供するとともに、家庭教育講演会を開催したことで家庭におけるキャリア教育の意識を高めることができました。	b	・進路だよりの発行や家庭教育講演会の開催を通して、今後も情報共有及び啓発に努めます。また、家庭の状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した啓発等も進めていきます。
・職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。	・児童生徒に自分の夢や希望を実現するために何をするのが望ましいのかを深く考えさせ、働くことの意義などに関心を持たせるため、それぞれの分野で活躍している方を講師として招き、講演会等を実施しました。	学 教	・各小・中学校でそれぞれの分野で活躍している方を講師として招き、講演会を開催することができました。	b	・各小・中学校から歴代講師の情報を集め、教育委員会としてデータベース化することで、今後市内で情報を共有しながら、より効果的な講演会を開催できるよう支援していきます。

	○職場体験の充実					
	・企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施し、実践的な職業教育を充実させます。	・生徒の職業観についての意識の高揚を図るため、全中学校2学年で市内及び近隣市町の店舗や企業、施設などにおける3日間の職場体験を実施しました。	学 教	・職場体験事業を実施することで、生徒は職業観がさらに深まる機会となりました。また、地域経済推進課と連携して新規事業所の開拓し、生徒の選択の幅を広げることができました。	a	・地域連携を強化し、様々な職種での体験が可能となるよう、今後も取組の充実を図っていきます。
	○職業教育・産業教育の推進					
	・社会人や職業人として、自立できるように、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。	・児童生徒が望ましい職業観や勤労観をはぐくむため、各小学校において工場見学、各中学校において職場体験を実施しました。 【訪問先】 小学校：グリコの工場、中学校：北本市内の商店や施設	学 教	・実際に見学や体験をすることで児童生徒に望ましい職業観や勤労観をはぐくむ一助となりました。	b	・市内にある工場の見学を積極的に取り入れ、地域との連携を図ります。
施策5 本物にふれる事業の推進						
	○学校クラスコンサートの実施					
	・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等の演奏者を招き、クラスごとのミニ演奏会を実施します。息遣いを感じるほど近くで演奏を聴くことにより、音楽性を高めるとともに感動する心を養います。	・全日本ピアノ指導者協会に依頼し、演奏者を派遣していただきました。各小学校の4年生を対象に音楽室におけるミニ演奏会を実施しました。（各小学校1回開催）	学 教	・プロの演奏者による生演奏を間近で感じることによって音楽性を高めるとともに、児童が豊かな心をはぐくむ一助にすることができました。	b	・各小学校との日程調整について連携を図り、円滑な演奏者の派遣を計画的に実施していきます。
	・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。	・生き方の指針や社会人としてのマナーなどを直に学ぶため、北本中学校で「ふれあい講演会」を実施しました。（ジオラマアーティスト：瀬川たかし氏）	学 教	・芸術や工芸の分野の専門家を招き、ふれあい講演会をおして生き方や社会人のマナーを学ぶことができました。	b	・中学生にとってこれからの生き方の参考になるよう、多様な分野の第一線で御活躍の講師の人選を計画的に行います。

P33

○こころの教育推進事業の実施（ふれあい活動）

・小学校にスポーツをはじめ、さまざまな分野の専門家（プロフェッショナル）の方々を招き、学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。

・小学校2校において、芸術の道の専門家として弦楽四重奏団を招き、コンサートやふれあい活動をととして、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、自らの生き方を考えるきっかけとしました。

学教

・専門家の指導や生き方から児童が一生懸命学ぶ姿が見られ、普段は体験することができない貴重な学習の機会にできました。

b

・児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上も図れるような事業の工夫についても検討していきます。

○日本の音楽（民謡）にふれる教室の実施

・市民団体等と協力し、民謡で使用する楽器に直接ふれ、演奏を体験するなど、通常の授業では体験できない民謡の世界を学びます。

・北市民謡協会の協力を得て、小学校4年生音楽の民謡を学ぶ単元で、全小学校において、民謡の中で用いる楽器に実際にふれる体験を通して、日本の伝統芸能を味わうことができました。

学教

・北市民謡協会の協力により、通常の授業では体験できない民謡の世界を4年生の児童が学ぶことができました。

b

・今後も民謡協会と連携のもと、ゲストティチャーとして招き、日本の伝統芸能にふれる重要な機会を提供していきます。

施策6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

P34

○心のバリアフリーを進める教育の推進

・支援籍を置くことで、特別支援学校（学級）と市内小・中学校の教職員が連携し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合った支援計画を立て、その計画を基に特別支援学校と市内小・中学校の児童生徒と一緒に学び、交流を深めます。

・支援籍を希望する特別支援学校に通う児童生徒が、居住する区域の小・中学校に支援籍を置き、その小・中学校の児童生徒と年1回から2回の交流を行いました。近隣の特別支援学校と連携して支援籍の基礎名簿を作成しました。

学教

・支援籍を置く学校で、通常学級と特別支援学校の児童生徒が交流し、障がいを抱えた人への正しい理解を深めるとともに、交流をととして支援籍の児童生徒が所属感を持つことができました。

b

・支援籍学習に対する理解をさらに深め、特別支援学校に通う児童生徒の個にあった支援の方策を、在籍校と支援籍校で共有するため、一層の連携を図ります。

○障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進

・幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた指導を実践します。

・児童発達支援センターにおいて保護者向けに就学支援についての話（6月、1回実施）をするとともに、保護者に対して小・中学校の特別支援学級への見学会を実施しました。また、相談があった幼児の行動観察を行うため、保育園や保育所、幼稚園に行き、実態の把握を行いました。

学教

・児童発達支援センターと市教委で連携し、保護者との相談や保護者が特別支援学級を見学したりすることで、個に応じた支援体制づくりの一助となりました。

b

・障がいのある子供の保護者は、大きな悩みを抱えているケースがあるため、情報提供と意思疎通により、個に応じた支援策を立てていきます。

・個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。

・障がいのある子供のニーズ、保護者の願い、支援の目標、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法を考え、個に応じた支援計画を作成し、継続性のある支援を行いました。

学教

・保護者との面談を行い障がいのある子供の教育的ニーズに応じた支援について検討し、就学相談もスムーズに実施できました。

b

・障がいを抱えた児童生徒が継続した支援を受けられるよう、県作成のサポート手帳を活用していきます。

○特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実【※令和元年度重点項目】

・特別支援学級や通級指導教室において、保護者との合意形成に基づき合理的配慮を実施し、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組みます。	・児童生徒の状況に合った適切な支援を行うため、各小・中学校において、個に応じた個別の指導計画を作成・活用し、指導に取り組みました。指導計画の作成に当たっては、保護者と十分に連携し、同じ方向性で足並みを揃えて支援できるように取り組みました。保護者との合意形成率は昨年度より9ポイント上回り87%でした。	学教	・児童生徒の個に応じた指導計画を作成するに際し、保護者面談や電話相談等を繰り返し、必要に応じて見直しを行うなど、丁寧な対応を重ねながら、保護者との合意形成を図ることができました。	a	・個別の支援を充実させるため保護者と連携を図り、施設や支援員の効果的な活用を推進していきます。
--	--	----	---	---	---

○特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用【※令和元年度重点項目】

・特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として、特別支援学級のある小・中学校に支援員を配置し、教育活動の充実を図ります。	・特別支援学級における個に応じた教育活動の充実及び児童生徒に対しきめ細かな対応を図るため、特別支援教育支援員を配置しました。 (小・中学校合計27人《通級指導教室を含む》) (特別支援学級1学級あたり0.85人配置)	学教	・学級担任と支援員が、児童生徒の状況に応じて役割分担し、きめ細かな指導と個に応じた支援を行うことで、効果的な学習指導が実施できました。	b	・支援員の配置を計画的に行い、個に応じたよりきめ細かな指導計画や支援計画を立て、実践していきます。
・通常学級における支援が必要な児童への補助として、各小学校に支援員を配置し、教育活動の充実を図ります。	・各小学校の実態に応じ、一人一人のニーズや支援の必要性を把握したうえで、適切な人事配置を行いました。 (学力向上支援員 小学校16人(1校あたり1～3人配置))	学教	・支援を要する児童が学習に向かえるための直接的な支援を行うことで、基礎学力の定着を図りました。	b	・支援員の配置を計画的に行い、個に応じたよりきめ細かな指導計画や支援計画を立て、実践していきます。

○LD・ADHD・自閉症スペクトラム障害等の児童生徒の理解と指導の充実

・特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。	・LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解を深めるとともに、速やかな保護者対応を可能にするため、各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを計12人配置しました。また、特別支援教育コーディネーターについて、県主催の研修に小学校教員1名、中学校教員1名を派遣しました。	学教	・全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の推進役となりました。配慮を要する児童生徒への適切な支援の実践を図ることができました。	b	・児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立するため、騎西特別支援学校や川島ひばりが丘支援学校のコーディネーターと計画的に連携していきます。
・各小・中学校における特別支援教育に関する研修の充実を図ります。	・発達障害の基礎理解について学ぶため、県福祉部と県教育委員会の共催の幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修に参加しました。	学教	・各小・中学校の特別支援担当教員が発達障害の基礎理解について学ぶ特別支援教育研修に参加しました。	b	・各小・中学校の特別支援担当者が発達障害の理解をさらに深めてもらい、引き続き各小・中学校の特別支援教育の充実を図っていきます。

○適正な就学相談・就学支援の推進

・就学支援委員会において、より良い就学先について検討します。	・児童生徒のよりよい就学先について検討するため、就学支援委員会を開催しました。 (全体会 5 回開催・専門委員会 1 回開催)	学 教	・就学支援委員会では、保護者との面談だけではなく、専門員が児童生徒の行動観察を行い、児童生徒へのより良い支援ができました。	a	・各児童生徒の状態に応じ、児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立していきます。
・専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観のもとで、適切に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。	・各小・中学校及び特別支援学校のコーディネーターや医師等を就学支援委員会委員として任命しました。それぞれの立場からの意見を伝え、子供一人一人の就学先を慎重に審議するとともに、保護者との面談も含めた支援を実施しました。	学 教	・細かな観点から児童生徒の就学先についての情報を収集して、就学支援委員会できよりよい支援を検討し、保護者との合意形成のもと、就学先を決定することができました。	b	・医師や騎西特別支援学校及び川島ひばりが丘支援学校のコーディネーターと引き続き連携していきます。

○インクルーシブ教育システムの構築やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

・インクルーシブ教育システムの構築に向け、個別的教育支援計画や基礎的環境整備の充実を図ります。	・障がいの有無に関わらず、個に応じた指導や支援ができるように、必要に応じて、個別の支援計画を作成しました。	学 教	・配慮を要する児童に対して、一年ごとに途切れてしまう支援ではなく、継続的な支援ができました。	b	・保護者の願いや、児童の実態に合わせた指導や支援ができるように、支援計画を随時見直すよう指導していきます。
・教室内の掲示物などを含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境や授業の改善を図ります。	・障がいの有無に関わらず、誰でも学習しやすい環境を目指し、教室掲示や授業展開について改善を図りました。	学 教	・教職員の意識の高まりが見え、どの児童生徒にとっても学習しやすい教室環境となりました。	b	・ユニバーサルデザインについて、継続して指導していきます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、特別の教科道徳を要とした心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組めます。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

施策1 基本的人権を尊重する教育の推進

施策2 人権啓発活動の推進

施策3 心の教育の推進

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

施策6 児童生徒の健康の保持増進

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	令和元年度 取組状況・実績					
施策1 基本的人権を尊重する教育の推進								
○人権教育推進体制の充実								
		・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。	・全小・中学校の教育指導計画の中に、人権教育を位置付けました。 ・人権教育が、学校における全ての教育活動を通じて行われるよう、指導しました。	学教	・各学校の人権教育の指導計画が、系統的・計画的に児童生徒の人権意識の高揚につながるものとなりました。	b	・様々な人権課題の解決に向け、児童生徒の人権意識を高めるとともに、教職員に対しても指導力向上を目指した研修会を実施します。	
		・小・中学校において児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域との関係機関と連携を深め、児童虐待を防止します。	・各学校の教職員研修では、県教育委員会作成の対応マニュアルや研修資料を活用するよう指導しました。 ・県主催の児童虐待対応研修会に参加し、その内容を全小・中学校に伝達し、教職員の資質向上を図りました。	学教	・県教育委員会の研修資料等を、全小・中学校で活用することで、学校内での共通理解を図ることができ、組織的に児童虐待防止に取り組む体制づくりを推進できました。	b	・学校は児童虐待防止に極めて重要な場所であることを教職員が深く理解し、共通行動のもとに組織的対応ができるよう、今後も研修に努めます。	
○学校教育及び社会教育における人権教育の推進								
		・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。	・各小・中学校における人権教育を推進するため、各校の人権教育担当者による人権教育推進委員会を年4回開催しました。 ・人権意識の高揚のために、若手教員を対象にした現地研修を実施しました。 ・県主催の南部地区人権教育実践報告会に参加し、各校でその内容を報告し共有する研修会を実施しました。	学教	・各小・中学校においては、人権教育推進委員会や南部地区人権教育実践報告会の研修内容を周知し、教職員の人権意識の高揚を図りました。 ・人権教育の指導計画に基づき、計画的・効果的な研修を行いました。	b	・様々な人権課題を数年単位の計画で網羅できるよう研修内容を見直し続けるとともに、各校の人権教育の指導者を育成していきます。	
		・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。	・地域における人権教育推進者の育成のための生涯学習人権講座研修会（6月～11月に4回開催、延べ142人参加）、公民館ごとに行う公民館等における人権教育研修会（9回開催、延べ340人参加）、小・中学校PTAにおける人権教育研修会（11回開催、延べ339人参加）を実施しました。	生学	・生涯学習人権講座研修会で、子ども、高齢者、インターネット、同和問題の人権についての講座を開催し、市民の人権意識の高揚を図ることができました。	b	・人権講座の内容を工夫し、さらに多くの講座参加を促進し、家庭でも、親子で人権を考えていくことができるよう、人権をテーマにした映画の上映や研修実施を推進していきます。	
		・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及します。	・人権教育推進委員会にて人権感覚育成プログラムの紹介、実践事例等を紹介し、各校で活用を推進しました。 ・各校で人権感覚育成プログラムを用いた授業研究を行い、より良い活用方法について探究しました。	学教	・教職員の指導力の向上を図ることができ、児童生徒の人権感覚の育成につながりました。	b	・各校の人権感覚育成プログラムを用いて指導できる指導者を今後も積極的に育成していきます。	
		・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。	・同和問題に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会で同和問題についての講座を設け、実施しました。（11月26日開催、29人参加）	生学	・同和問題に係る生涯学習人権講座研修会とおして、市民の人権意識の高揚を図ることができました。	b	・幅広い世代に同和問題をテーマに人権教育を行うことができるよう、今後も研修会を実施していきます。	

○男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進						
・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。	・小・中学校において、人権作文を書く際に男女共同参画に係る意識啓発を指導しました。 ・人権教育推進委員会をはじめとした人権教育に係る研修会において、男女共同参画について取り上げ、各校の教職員の意識高揚を図りました。 ・男女共同参画に対する理解を深めるため、生涯学習公民館等 人権講座研修会で男女共同参画についての講座を実施しました。（1月17日開催、118人参加）	学 教 ・ 生 学	・人権作文では、様々な人権課題の中で男女共同参画について考える機会もつくりました。 ・男女共同参画に係る生涯学習公民館等 人権講座研修会をととして、市民の人権意識の高揚を図ることができました。	b	・各小・中学校の人権教育における男女共同参画に関する内容の位置付けと実践、人権教育研修会の内容のさらなる充実を図り、教職員の意識啓発を行っていきます。 ・幅広い世代に男女共同参画をテーマに人権教育を行うことができるよう、今後も研修会を実施していきます。	
・次世代を担う子供たちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。	・全小・中学校で、人権教育の指導計画に男女平等教育を明確に位置付けるよう、指導しました。 ・各小・中学校において、社会科や特別の教科、道徳をはじめとして、教科等横断的な視点で男女平等教育を実践するとともに、男女平等に関する資料を配布するなど、学校や家庭教育で推進するよう指導しました。	学 教 ・ 生 学	・男女混合名簿の使用をはじめ、学校のあらゆる教育活動において男女平等を意識できています。 ・人権作文や人権メッセージなどの実施をととして、児童生徒の人権尊重を基盤とした男女平等の意識を育むことができました。	b	・人権教育は学校の全教育活動をととして行うこと、教科等横断的な視点で系統的・計画的に行うことを意識し、今後も推進していきます。	
施策2 人権啓発活動の推進						
○人権教育啓発資料の刊行						
・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。	・家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」を24,600部、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」を24,600部発行して全戸配布を行いました。また、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を5,200部発行し、全児童生徒へ配布しました。	生 学	・成人対象の各種人権教育啓発資料を作成するとともに、児童生徒を対象とした人権作文を市民に配布することにより、市民の人権意識の啓発が図られました。	a	・人権教育啓発資料について、より多くの人々に読んでもらえるよう編集内容に工夫を加えていきます。	
○北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発【※令和元年度重点項目】						
・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。	・北本市児童憲章の周知及び市民の啓発を図るため、各小・中学校並びに中央公民館及び各地区公民館等において北本市児童憲章を分かりやすい場所に掲示しました。	生 学	・北本市児童憲章を各小・中学校や公民館等の公共施設の分かりやすい場所へ掲示し、多くの方に憲章の周知を図ることができました。	b	・北本市児童憲章について、引き続き児童生徒のみならず、市民への周知・啓発に努めます。	

施策3 心の教育の推進

P39

○特別の教科道徳における学習指導の工夫【※令和元年度重点項目】

・私たちの道徳や彩の国の道徳など、各種資料を効果的に活用するとともに、教科化に伴い、話し合いの形態などを工夫することで、答えが一つでない道徳的課題について、一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、自分自身の問題と捉えて自身と向き合うための「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ります。	・道徳の教科化に伴い、授業の質的転換を引き続き図るため、各校で授業研究等に取り組むよう指導しました。 ・市立教育センター主催「学びジョンプログジェクト」の研究テーマの1つとして設定して各校の研究推進者を中心に研究を進めました。 ・南部地区道徳教育研究協議会では、市内小・中学校2校を会場に5つの研究授業を行い、教員の指導力向上を図りました。 ・学校と家庭の共通理解により道徳教育を推進するため、家庭用「彩の国の道徳」を小学校1学年児童の全家庭へ配付しました。	学教	・各小・中学校において、全教育活動をととして道徳教育を推進し、授業研究にも取り組みました。 ・学びジョンプログジェクトや南部地区道徳教育研究協議会においては、全小・中学校の担当教職員が参加し、各校教職員の指導力向上に大きく寄与しました。	a	・新学習指導要領の全面実施に伴い、道徳教育の一層の充実を図っていきます。
--	---	----	--	---	---

○特別活動の充実【※令和元年度重点項目】

・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。	・各小・中学校において、様々な学校行事、奉仕体験活動、文化芸術活動などを年間計画の中に位置づけ、計画的に実施しました。また、事後の振り返りを行ったり、他の授業を関連付けたりし、児童生徒の情操を養いました。	学教	・各行事、活動を年間計画に位置付けることで、児童生徒の情操を養う機会を確実に設けられました。	b	・各行事、活動で身に付けさせたいこと等を明らかにし、各小・中学校の児童生徒の実態に沿った教育活動ができるよう指導を継続していきます。
--	---	----	---	---	---

○部活動運営と活動内容の充実【※令和元年度重点項目】

・異年齢交流の中で生徒同士、生徒と教員が支え合い、認め合い、高め合う人間関係の構築を図るとともに、自主的・自発的に参加し、活力ある部活動の展開を推進します。	・定めた方針に則り、平日及び休日の部活動を効率的・効果的に行うために生徒同士、生徒と教員が協力して行うことができました。各校で精査した大会やコンクールを目標とし、積極的に活動し、参加する中で生徒が活躍しました。各中学校においては、県大会出場者、入賞者に対して壮行会を行うなど、互いの健闘を認め合いました。	学教	・効率的、効果的な部活動の運営方法を検討することができ、その中で県大会等への出場者、入賞者を輩出することができました。また、その結果を学校だより等で知らせたり、校内で互いに健闘を認め合ったりすることができました。	b	・今後もより効率的、効果的な運営方法の検討を進めるとともに、生徒同士、生徒と教員が互いに認め合うことができるよう、各校で部活動に取りめるよう指導助言していきます。
・部活動指導の協力、援助を目的とし、専門的な指導ができる指導者を配置し、充実した部活動を推進します。	・指導者の専門的な技術指導をととして生徒にスポーツや文化等のすばらしさを指導するとともに、社会生活でのマナー、エチケット等の心の指導も行うため、各中学校の部活動に対して、地域の人材を外部指導者として配置しました。（29人配置）	学教	・教員と外部指導者が協力、連携し、生徒に技術指導を効果的に行うことができました。また、運動、文化等の楽しさや喜びを味わわせるとともに、連帯感や責任感等を涵養することができました。	b	・専門的な指導の充実と教員の負担軽減等を考慮し、人間性豊かで優れた指導力をもつ外部指導者の確保に、今後も努めています。

○体験的な学習等の推進					
・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、各小・中学校で学校ファームでの農業体験、総合的な学習の時間における地域の方とのふれあい活動、自然体験学習を実施したほか、各中学校では、市内各所での3日間の職業体験活動を実施しました。	学 教	・地域の方の協力を得て、農業体験、職場体験等を実施したことにより、農業や食及び職業に対しての興味を持つ児童生徒がみられるようになりました。	b	・農作業の初期段階と収穫だけでなく、作物の成長過程にも目を向けた体験活動を実施します。
○北本ふれあい家族の日の取組の実施					
・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深めたり、家族のあり方を考えたりするきっかけとします。	・児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集し、発表する「北本ふれあい家族の日」を上尾法人会北本支部との共催により実施しました（10月）。本事業の趣旨を踏まえた作品が1,301点出品され、その中から特に優秀な26点の作品を「ふれあい家族賞」として選び、表彰するとともに、市内の金融機関において展示しました。	学 教	・北本市文化センターの1階ロビーにおいて作品展を実施し、例年以上の方々に来場いただくことができ、親子で作品を観覧するなど、家族の絆を深める一助となりました。（参加人数約300人）	b	・出品点数の減少がみられることから、夏休み前の周知を徹底し、特に標語部門への出品を働きかけます。
○こころの教育推進事業の実施（こころの授業）					
・小学校に教科や技能の専門的な経験や知識をもった非常勤講師を配置し、専門的な授業や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。	・小学校2校に、理科教育に精通した非常勤講師を配置し、理科実験教室の開催をとおして、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上も図りました。	学 教	・普段の授業では体験することができない理科の魅力を感じ、児童の主體的に学習に取り組む態度の向上に寄与しました。	b	・高い技能と豊富な経験、知識を持ち合わせた講師は貴重な存在であり、教員の指導力向上の観点からも事業の継続をしています。
○彩の国教育の日の普及・推進					
・教育に対する関心と理念を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。	・家庭や地域との連携を深めながら、各小・中学校で内容に工夫をこらし、「学校公開日」や「音楽発表会」、「交流会」などの充実した活動が行われました。	学 教	・家庭や地域から多くの方々に参加していただき、学校教育に対する関心と理解を一層深めてもらうことができました。 ・児童生徒が地域の方々との交流を深めるよい機会となりました。	b	・小中一貫教育をより推進する観点から、小・中学校が連携して行う取組を充実させるとともに、家庭や地域に対して開かれた学校づくりを目指します。

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

P41

○ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進

・児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者等との交流活動や施設訪問等とおして、思いやりの心をはぐくみます。	・総合的な学習の時間等でボランティア及び福祉教育に関する体験的な授業を行いました。学校や地域の実態に応じて、車いす体験、アイマスク体験、点字体験等の学習を行いました。	学教	・児童生徒の自主性や自発性が育ち、教育活動において、主体的に学習に取り組めるようになりました。児童生徒の社会性が育ち、ボランティア活動の意識が高まり、社会参画への契機となりました。	b	・引き続き、ボランティア活動や福祉体験への参加を促すため、学校内における体験活動を行い、組織づくりと推進体制の整備を行います。
--	---	----	--	---	---

○関係団体との適切な連携

・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。	・地域の福祉施設などの関係団体と連携し、車いす等を借りて、各小学校で総合的な学習の時間の中で体験活動を実施しました。	学教	・福祉に関する体験活動を実施するため、地域の福祉団体と連携を図り、協力を得ながら進めることができました。	b	・児童にとって福祉について理解を深める有意義な体験であることから、この活動を継続していきます。
--	--	----	--	---	---

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

P42

○児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実

・子供たちの目線に合わせた指導を、保護者との連携を図りながら実施します。	・全小・中学校において、なかよしアンケート・生活アンケートを毎月実施しました。それを受けて、必要に応じ保護者に連絡を取り、家庭と連携を図りました。	学教	・児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを大切にすることにより、話しやすく居心地のよい学級、風通しのよい保護者との関係の確立が図られました。	b	・引き続き教育相談の充実を図るため、学校からの情報提供、担任と保護者間の連絡等とおして情報共有し、共通理解のもと、一貫した指導を行います。
・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。	・教育相談の実施、学校ホームページなどによる学校からの情報発信、担任と保護者における連絡等、学校と家庭間における情報共有・共通理解のもと、一貫した指導を行いました。	学教	・小中一貫教育が生かされ、児童生徒の情報共有、共通理解が図られ、連携して対応することができました。	b	・引き続き、児童生徒・保護者・地域とのコミュニケーションを大事にしながら情報共有し、発達段階に即し、一貫した指導を行います。

○教職員の共通理解に基づく組織的な不登校対策の推進【※令和元年度重点項目】

・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子供にも」「どの学校、学級でも起こりうる」との認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、各校で実施している生徒指導委員会、教育相談部会及びさわやか相談員との連絡会の開催などをおこなって、問題解決に取り組みました。 ・毎月の欠席状況調査から児童生徒の状況把握に努め、教職員向けの不登校未然防止リーフレットを作成し、組織全体の意識向上を図りました。	・いじめ、不登校等の問題に対し、「どの子供にも、どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、各校で実施している生徒指導委員会、教育相談部会及びさわやか相談員との連絡会の開催などをおこなって、問題解決に取り組みました。 ・毎月の欠席状況調査から児童生徒の状況把握に努め、教職員向けの不登校未然防止リーフレットを作成し、組織全体の意識向上を図りました。	学 教	・各校での生徒指導委員会の実施、北本市配置の身近な相談員及び教育相談担当者連絡会議の開催、さわやか相談員との連絡会の実施等をおこなって、児童生徒の情報を共有し、職員間の共通理解・共通行動が図られました。	b	・いじめ、不登校等について、小・中学校の実態や児童生徒一人一人の発達段階に応じ、個別の問題に対処していきます。
・いじめの早期発見のためにアンケートを毎月実施し、適正ないじめの認知、被害者の立場に立った指導と100%の解消を目指します。	・いじめの実態の把握と早期解消を図るため、各小・中学校において、なかよしアンケート・生活アンケートを通して、いじめについて実態把握をしました。 (夏休みを除く年11回実施)	学 教	・なかよしアンケート・生活アンケートを実施し、いじめ等の早期発見に努めることができました。	b	・いじめや不登校に対して早期に発見、早期に対応できるよう継続して指導していきます。

○教育相談体制の充実

・教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。	・教育センターのステップ学級において、学校へ登校できない児童生徒の学習支援を実施しました。	学 教	学校へ登校できない児童生徒がステップ学級に通うなど、子供たちの居場所として重要な役割を果たしました。	b	・今後も児童生徒の友人関係や教職員との良好な信頼関係が築けるよう、学習支援を実施していきます。
・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員による教育相談活動を推進します。	・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、各中学校にさわやか相談員を4人配置しました。	学 教	・不登校やいじめ等にかかわる児童生徒や保護者に対しての働きかけを迅速に、かつ、誠意をもって行うことができました。	b	・多感な時期である中学生が、気軽に相談できるよう、教育相談を継続していきます。
・児童生徒の様々な悩みに対応するため、中学校に配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施します。	・県費により4人配置しているスクールカウンセラーの専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施しました。	学 教	・生徒や保護者の悩みに対して、親身になって相談業務を行うことができました。	b	・さわやか相談員とスクールカウンセラーが連携した多面的なサポートを、引き続き実施していきます。
・児童生徒の家庭、友人関係等における諸問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動を推進します。	・児童生徒が抱える問題行動の背景にある諸問題の解決に当たるため、スクールソーシャルワーカーを1人配置しました。	学 教	・問題を抱える児童生徒の対応について、教育と福祉の両面に対してスクールソーシャルワーカーが働きかけを行うことができました。	b	・学校教育と福祉の連携を図りながら取り組んでいきます。多くの関係機関の連携による多面的なサポートを引き続き実施していきます。

○義務教育9年間を見通した学校間連携の推進【※令和元年度重点項目】

・中1ギャップを解消するために小・中学校教員の連携・交流を深め、児童生徒理解を促進し、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるよう支援します。	・中1ギャップ解消に向けて、学校4・3・2制による兼務教員を活用し、小・中連携を日常的に実施しました。 ・夏季合同研修会や小・中教員の相互授業参観を実施し、連携と交流を行いました。また、全中学校区毎の実態を踏まえ、発達段階における課題解決や義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かした取組を校区毎に実施しました。	学教	・学校4・3・2制の研究として、各中学校区において研究主題を設定し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や、中1ギャップの軽減を図る生徒指導の実践等に取り組みました。	a	・各中学校区で効果のある取組を共有し、各中学校区の実態に合わせて市内全体で共通行動を図っていきます。
・各中学校区の取組を充実させ、児童の中学校入学への不安の解消と中学生が憧れの存在として自尊心を高められるようにします。	・児童生徒の交流を図るため、あいさつ運動、部活動体験（7月、各中学校1日～3日）、小中合同サミット（7月）、歌声交流会（11月）などを実施しました。例年実施している小学生の中学校授業参観、6年生1日体験入学（3月）などは新型コロナウイルス感染症防止のために実施しませんでした。 ・昨年度採択した「北本スマイル宣言」をとおして「“Yes”デー～失敗をおそれずに前向きに取り組む日～」をスローガンとして、各中学校区において、良い先輩・後輩関係を築いていくための取組が実施されました。	学教	・学級満足度調査の結果から、他市に比べて、本市の中学1年生は調査対象学年の中で、満足度が最も高い割合を示しました。（61%、全国平均に比べ20%上回る） ・“Yes”デーのスローガンのもと、継続して各中学校区で決めた具体的な取組を実施することができました。	s	・各中学校区で効果のある取組を共有し、児童生徒の自尊心を高める取組及び良い先輩・後輩関係を築いていく取組を進めていきます。

○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携

・健全育成連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。	・児童生徒健全育成連絡協議会を年4回開催し、学校間における情報交換やPTA、地域、警察、児童相談所等と情報を共有し、連携を深めました。	学教	・児童生徒健全育成連絡協議会を定期的に開催し、各学校の状況や取組などの情報を共有することができました。	b	・非行・問題行動が減少傾向にある中で、教育相談の充実とともに、「積極的な生徒指導体制」を各校で取り組めるよう、働きかけていきます。
・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。	・統一した生徒指導の基本を徹底するため、各中学校区において共通の生徒指導項目を定めました。 ・夏季合同研修会（8月）において生徒指導体制に係る共通項目を策定し、小・中学校間の生徒指導体制の共通理解を深めました。 ・小中一貫教育を推進し、各中学校区において共通理解を図り、共通行動のさらなる強化を図りました。	学教	・小中一貫教育の効果が表れ、生徒指導体制の連携を図ることができました。	b	・小中一貫教育をさらに推進し、小・中学校における生徒指導面での共通行動を実践していきます。

○学校保健活動の充実【※令和元年度重点項目】

・各小・中学校の保健計画を基に、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立するなど、子供たちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。	・各小・中学校の保健計画に基づき、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や疾病予防等に努めました。 ・学校歯科医と連携のもと、学校歯科保健活動を推進し、児童生徒の歯・口の健康づくりに努めました。 ・各校で健康課題について協議し、家庭・学校医等と連携して学校保健委員会を開催しました。	学教	・全小・中学校においてフッ化物洗口を実施し、口腔内の健康の保持増進に対して、児童生徒、教員、保護者の意識を高めることができました。 ・全小・中学校で学校医や家庭と連携し、学校保健委員会を小学校では年2回、中学校では年1回実施することができました。	a	・組織的に健康の保持増進を図るため、各小・中学校ごとに作成した保健計画の見直しと改善を図るよう指導します。 ・児童生徒自らが、自分の体や健康に関心をもち、適切に管理できる能力を養えるよう、健康診断等の結果をフィードバックし、活用していきます。
・保健教育を効果的に進め、子供たちが生涯をととして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。	・保健学習・指導に係る専門的知識の習得を図るため、県主催の研修会に教員を派遣しました。（保健主事研修会12人、新任保健主事研修会6人）	学教	・教員を研修会に派遣して指導力向上を目指し、各小・中学校の保健教育を効果的に進められ、児童生徒の健康の保持増進を図ることができました。	b	・今後も各種研修会へ教員を派遣し、指導力向上を図り、各小・中学校での保健教育を効果的に進めていきます。

○学校環境衛生の維持管理

・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。	・学校環境衛生の維持管理を図るため、各小・中校で学校薬剤師の指導・助言のもと、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査・ダニ検査を行いました。 ・プール使用前の汚泥の放射線量を測定し、$0.23\mu\text{Sv/h}$未満であることを確認しました。	学教	・学校環境衛生基準等に基づき、学校薬剤師の指導・助言のもと、給食室検査・空気検査・ダニ検査を実施し、学校環境衛生の維持管理を総合的に行うことができました。	b	・学校環境衛生基準等に基づき、検査項目を精査し検査を実施し、今後も学習環境の確保に努め、児童生徒が安全に学習ができる環境を保っていきます。
--	--	----	---	---	---

○食育の推進

・子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食をはじめとする食に関する課題の解消に取り組みます。	・各小・中学校で給食だよりを発行し、栄養バランスや規則的な食事、朝食の大切さ等を伝え、望ましい食習慣が身に付くよう児童・生徒や保護者への啓発に努めました。 ・栄養士部会による、食に関する啓発紙の発行や、早寝・早起き・朝ごはんに係る啓発、給食集会の実施など、各小・中学校で、朝食欠食ゼロに向けた活動を支援しました。 (朝食欠食率(小5)0.6%(中2)0.35%) ※県推奨1.0%未満 ※H30全国体力・運動能力、運動習慣等調査より	学教	・栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かし、授業や給食中等で食について指導することができ、組織的・計画的に食育を推進しました。また、朝食欠食率も減少傾向になりました。	b	・朝食欠食率に関し、引き続き家庭への啓発を行っていきます。 ・バランスよい食生活を実践できるよう、学校の教育活動全体で継続的に取り組み、家庭との連携をさらに強めていきます。
・栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等の専門性を活用し、食物アレルギー対応マニュアルの整備とアナフィラキシー対応研修会の実施により、対応と体制づくりの共通理解を図るとともに、食育の充実に努めます。	・全校栄養士配置により、学校給食での食物アレルギー対応を実施できました。また、該当児童生徒の保護者と学校との面談により、情報・対応の共有化を図りました。 ・埼玉県中央広域消防署と連携し、該当児童生徒の情報共有を行い、万が一の事態に適切に対応できるようにしました。 ・食物アレルギー対応研修会を開催し、各小・中学校における対応と体制づくりに活用させました。	学教	・学校給食における食物アレルギー対応について、各小・中学校で共通認識に基づく対応マニュアルを整備・改善するとともに、研修会を実施し、教職員の知識・理解を深め、学校での対応について、充実に図ることができました。	b	・学校給食における食物アレルギー対応について、市主催の研修会を継続していきます。 ・食物アレルギー対応を全校において継続実施し、該当児童生徒の情報を埼玉県中央広域消防署と共有していきます。
・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実に努めます。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。	・栄養教諭や学校栄養職員を県主催の研修会等に派遣しました。(彩の国学校給食研究大会4人、食育推進リーダー育成研修会3人、食育指導力向上授業研究協議会多数参加)	学教	・食育研究を進めた西小学校・栄小学校の取組を市内で共有し、各校の取組に生かすとともに、各種研修会等へ職員を派遣することができました。	b	・各小・中学校において学校教育全体で食育を計画的に取り組むよう指導していきます。
・保健学習や保健指導の充実に図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。	・児童生徒の身近な生活における健康・安全に関する基礎的内容の理解を深めるため、各小・中学校で年間指導計画に基づく保健学習を進めました。また、健康な生活への理解を深め、正しい行動様式を身に付けるため、各小・中学校で年間指導計画に基づく保健指導を進めました。	学教	・自身の体や環境を清潔で衛生的に保つ等、保健学習や保健指導で学習した内容を給食指導でも実践することにより、衛生習慣の確立を図ることができました。	b	・衛生習慣の確立を図るため、今後も家庭との連携を密に図るよう努めます。
・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食と農に対する関心を高め、食文化への理解を深めます。 【※令和元年度重点項目】	・児童生徒の食の関心と理解を深めるため、学校給食食材について、校国屋をとおして地場の野菜を購入し、栄養士による献立工夫のもと、地場産食材の使用品目数・使用回数を増やすよう努めました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校により3月は給食の提供がありませんでしたが、前年比で654kgの増となりました。 (令和元年度：小学校5,417kg、中学校2,810kg)	教総	・学校給食で使用した地場産物を、献立表や校内放送等を通じて紹介することで、児童生徒の「食と農」への関心を高め、郷土を愛する心をはぐくむことができました。	b	・地場産の野菜や果物は天候等に左右されやすく、数量の確保が難しいこともありますが、引き続き、生産者団体等と調整を図りながら、地場産の食材の品目及び使用を増やしていきます。
・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設及び設備の衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。 【※令和元年度重点項目】	・学校給食調理従事者の衛生管理に対する意識啓発を図るため、外部職員を講師とした衛生講習会を実施しました。 (8月、1回開催、86人参加(前年度比5人減)) ・給食食材の放射性物質に係る検査を定期的に行い、児童生徒が給食を食する前に確認するとともに、その結果を市HPに公表しました。	教総	・学校給食法第9条の「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図るため、給食調理従事者(栄養士・調理員等)の細菌検査及び衛生講習会を実施し、衛生管理体制の徹底化と意識啓発を図るとともに、児童生徒に安全な給食を提供することができました。	b	・調理従事者の衛生管理に関する知識向上を図るため、引き続き衛生に関する研修会等を実施し、安全な給食の提供を行います。

○性に関する指導の推進

・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子供たちの心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。	・県主催の「性に関する指導」実践推進委員として、中学校の養護教諭を1名派遣しました。 ・体育主任会や学校保健担当者会議等で県の指導内容を伝達し、各小・中学校で児童生徒の実態や発達段階に応じた性に関する指導を進めました。	学 教	・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への情報提供や研修の実施などにより、児童生徒の実態に応じて、心と体のバランスに配慮した指導を計画的に行うことができました。	b	・指導力の向上を図るため、引き続き学校保健担当者の研修会への積極的な派遣を進めていきます。
---	--	--------	---	---	---

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進

・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。	・県の研修会に教員を1人派遣し、参加者をとおして所属校に内容や資料を周知伝達するように努めました。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する視聴覚教材（教育ビデオ・DVD等）の学校貸出しについて整備・周知しました。	学 教	・各小・中学校で薬物乱用防止や非行防止について指導することで、喫煙、飲酒、薬物乱用は健康を害するという意識を児童生徒に持たせることができました。	b	・喫煙、飲酒、薬物乱用防止について、保護者や地域の方へもリーフレット等を配布し、啓発を積極的に行いながら、学校・保護者・地域と連携を図ります。
・保健学習を中心に、教員からの一方的な知識の伝達ではなく、児童・生徒が自ら考え、適切な判断ができるよう主体的・対話的で深い学びを推進します。	・児童生徒の興味・関心を引き出すことができる分かりやすい資料、視聴覚教材、体験的活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行い、児童生徒が自身の課題として捉え、主体的に学習に取り組むことができるようにしました。	学 教	・授業において児童生徒の興味関心を高める工夫を入れ、児童生徒が自身の健康について主体的に考え、他と意見交換をし、今後の生活にいかすことができるよう、授業改善を図りました。	b	・小・中学校における体育授業研究会（保健領域）へ多数の教員を派遣し、指導法の研究及び伝達を継続していきます。
・児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。	・各小・中学校において埼玉県警の非行防止指導班（あおぞら）や保健所の薬物乱用防止指導員等を講師として、薬物乱用防止教室及び非行防止教室等を実施しました。小学校では主に高学年を対象として、中学校では全校生徒を対象として行われました。	学 教	・各小・中学校で実践している薬物乱用防止に関わる集會に、保護者・地域への参加呼びかけを全校で行い、広く啓発を行いました。	b	・学校保健委員会等でも薬物乱用防止を扱い、薬物乱用教室に保護者・地域の方への参加を呼びかけ、学校・家庭・地域が連携して薬物乱用防止に取り組みます。

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

P46

○児童生徒の体力向上の取組

・児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定するなどして、主体的に運動に取り組ませるとともに、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。	・新体力テスト（5・6月実施）の個人結果を児童・生徒及び保護者に知らせ、自己の体力に応じた目標、課題を設定し、達成に向けた取組ができるようにしました。 ・総合評価で上位3ランク（A、B、C）の割合が、小学校は76.2%、中学校は83.9%となりました。 ※県平均（小学校83.7%、中学校85.0%）	学 教	・体力プロフィールを活用し、児童生徒各自が体力向上目標値の設定・達成に向けた取組について、体育・保健体育科授業を中心に教育活動全体をとおして行うことができました。	b	・小学校高学年や中学校では、授業の中でも目標値を意識させることで、さらなる体力向上を目指します。 ・児童生徒の体力向上に向けた継続的な取組を推奨し、家庭・地域と連携して実施していきます。
--	--	--------	---	---	--

○学校体育の充実【※令和元年度重点項目】

・各校の体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討・実践し、検証及び改善に生かします。	・児童生徒の体力の現状や各小・中学校の実践の情報共有を図るため、体力向上推進委員会を3回開催しました。 ・児童生徒の体力の向上を図るため、各中学校区において、新体力テストの結果を基に体力の実態を分析し、中学校区共通の体力課題項目を明確にして、具体策を講じました。 ・次年度以降の参考資料とするため、各小・中学校の体力向上に係る実践を冊子にまとめ活用します。	学 教	・体力向上推進委員会を活用し、各小・中学校の取組を充実させるとともに、研究推進校の研究発表や授業研究会をとおして教員の指導力を高め、児童生徒の体力の向上を図ることができました。	a	・引き続き、児童生徒の体力の向上を図るため、新体力テストの結果を基に、児童生徒一人一人の伸びを確認するとともに、これまでの取組の検証を行っていきます。
・各校の体力課題を明確にし、体力向上のための研究実践を推進するとともに、その取組や成果について北本市体力向上推進委員会で共有し、各学校に広めます。	・各小・中学校、各中学校区における体力課題を設定し、体力向上のための研究及び実践に取り組みしました。 ・体力向上推進委員会において、効果のある取組を共有し、各小・中学校、各中学校区において活用しました。	学 教	・市独自で各小・中学校の体力分析を行い、児童生徒の実態をより正確に把握させ、これまでの取組の振り返りと今後の取組について検討する材料とすることができました。	a	・次年度も、各中学校区ごとに体力課題の明確化と重点課題を設定し、継続的な取組として確立させ、課題解決のための具体策を授業内で講じ、児童生徒の体力向上と運動に対する意欲向上を図ります。
・体育の授業研究会の研究結果を活用するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。	・教職員の意識の高揚を図るため、体育指導・体力向上等に係るリーフレットを作成しました。 ・小学校教員を県の講習会（水泳運動系、幼児期の運動遊び、体づくり運動系、器械運動系、ボール運動系、保健領域）に、中学校教員を県の講習会（柔道）に派遣しました。 ・小学校の体育授業の指導力を高めるため、県主催の実技指導者講習会に派遣した教員を指導者として、実技指導講習会を実施しました。	学 教	・県の講習会を基に、市で実技講習会を実施することで、教員の指導力向上を図ることができました。また、新学習指導要領を見据えた各小・中学校における体育運営計画を立案する助けとなりました。	b	・各種研修会へ教員を派遣し、教員の指導力を向上させ、各小・中学校における児童生徒への指導を充実させられるよう努めます。
・武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。	・武道の基礎基本の定着と安全管理の徹底を図るため、市内各中学校の保健体育科における武道の授業において、経験豊かな地域の専門的指導員を活用し、ティームティーチング等、複数体制による指導を行いました。	学 教	・中学校において武道外部指導者を活用することで、安全かつ効率的な指導が実施できました。	b	・柔道連盟及び剣道連盟との連携を密にし、今後も各中学校の武道の授業の安全性を確保し、効果的な指導が行えるよう努めます。

○体育的活動の充実及び外遊びの奨励

・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的活動を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。	・全小学校の6年生が参加する球技大会（バスケットボール、5月）及び体育大会（陸上競技、10月）を実施しました。 ・縄跳び大会、ドッジボール大会、球技大会、持久走大会、強歩大会など各小・中学校の実態に応じた体育的行事を計画的に実施しました。 ・自校の体力的な課題を解決する運動や基礎的な動きが身に付く運動、仲間と交流する運動などを取り入れた、業前運動や体育朝会等の体育活動を各小・中学校の実態に応じて実施しました。 ・各小・中学校において休み時間の外遊びの奨励をしました。	学 教	・球技大会及び体育大会をとおして、全小学校の6年生がスポーツに親しみながら、体を動かす心地よさにふれ、仲間と交流する楽しさや競い合う楽しさを味わうことができました。 ・各小・中学校の取組により、児童生徒の運動に親しむ場や機会が増えました。	b	・各小・中学校において、体育的活動の充実や外遊びの奨励を継続していくとともに、運動好きな児童・生徒の育成に努めます。
--	--	--------	--	---	--

○運動部活動の充実

・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。	・各中学校の部活動に対して、専門的技能を有する地域の人材を外部指導者として派遣し、教育活動の一環として顧問教師の指導に対する技能面での援助を行いました。（外部指導者29人、指導回数911回）	学教	・各中学校において積極的に部活動外部指導者を活用することができ、顧問教員に対し技術面での援助ができました。	b	・部活動の指導の充実を目指し、今後も外部指導者の活用を図るとともに、部活動指導員の活用に関しても調査・研究を進めていきます。
・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。	・生徒が短時間で集中して部活動が行えるよう、効果的な指導法についての情報提供を行いました。	学教	・「北本市の部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の効率的、効果的な取組について情報共有することができました。	b	・部活動の取組について今後も検討を続け、部活動がより効果的なものになるよう努めていきます。
・夏季休業日等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。	・小学生の中学校の部活動に対する興味や関心を高めるため、各中学校において、夏季休業日中に校区の小学校6年生を対象とした部活動体験及び部活動見学会を実施しました。（7～8月）	学教	・各小・中学校が連携を密にし、計画的に部活動体験等を実施することができました。	b	・計画的及び効果的な実施を目指し、各小・中学校において継続して実施していきます。

○児童対象の運動教室の開催

・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、技能等の基礎・基本の定着を図ります。	・運動への意欲と技能の向上を図るため、西武ライオンズアカデミーコーチ、スタッフ計6名を講師として招き、第14回運動教室「投げて打って～だれでも楽しめる！！～ベースボール体験」（初心者向け）を開催しました。（6月、小4～6年児童32人参加）	学教	・専門家による指導により、投げる、打つ、捕ることに対する興味関心を高めるとともに、基本動作を身に付けることができました。	b	・今後も内容を検討し、専門家を講師に招いて運動教室を実施していきます。
--	---	----	--	---	-------------------------------------

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

P48

○交通安全の推進

・通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。	・各小・中学校で通学路の合同点検を実施するとともに、当該点検で確認した改善すべき箇所について、現場の状況確認を行った上で関係部署と連携し、対策を計画して可能な箇所からの改善に着手しました。	学教	・通学路の安全点検結果に基づき、各小学校の通学路の安全を再確認するとともに、児童及び教員の安全に対する意識を高めることができました。	b	・青色回転灯装備車両による下校時間の安全パトロールを計画的に実施し、児童生徒の見守りを強化していきます。
・通学路を含む児童生徒の身近な地域安全マップを作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。	・児童生徒の交通安全の意識の向上を図るため、各小・中学校において地域安全マップを作成しました。毎年見直しを図ることで、危険箇所の改善要望にもつながり、安全な登下校が実現できました。	学教	・各小・中学校で安全マップを作成し、危険箇所を児童生徒に周知することで、事故防止と危険予測の意識を高める事ができました。また、スクールガードリーダーや学校ボランティア等の協力により、安全な登下校指導が実施できました。	a	・交通安全教育を着実に推進し、交通ルールの遵守とマナーを重んじる心を育んでいきます。

	・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶため、スケアード・ストレイト教育技法等による自転車安全教室や交通安全教室を実施します。	・自転車の正しい乗り方等を学習するため、各小学校で自転車安全教室を実施（1学期）するとともに、各中学校では自転車登校の生徒を対象に、安全点検や交通安全指導を実施しました。また、危険を予測・察知するため、動画や写真を用いた授業を展開しました。北本中学校と宮内中学校で計画していたスケアード・ストレイト教育技法による自転車安全教室については、京都で起きた事故を受け、中止しました。	学 教	・スクールガード養成講習会において、各中学校区ごとに、通学路における危険箇所の共通点や危険予知のための取組などを共有することができました。	b	・スクールガード養成講習会で共有した、中学校区ごとの通学路の危険箇所や危険予知のための取組の内容を、市内全体に広めて、さらなる自転車の安全強化を図ってまいります。
	・児童の声による下校放送を継続・充実させ、児童自身及び地域の安全に対する意識を高めます。	・くらし安全課と連携し、児童の声による下校見守りのお願い放送を計画的に実施しました。	学 教	・計画的に実施することで、交通安全に対する児童の意識を高めることができました。一方、新型コロナ拡大防止のため、新たな放送を録音することができませんでした。	b	・児童の声による下校見守りのお願い放送を計画的に実施し、児童及び地域の方への安全に対する啓発を引き続き行っています。
	○防災教育の推進					
	・災害時に適切な行動を取ることができる児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。	・災害時に適切かつ安全に避難できるよう、各小・中学校で避難訓練を実施しました。（各小・中学校3回以上実施）また、北本中学校区では、小中合同引き渡し訓練も実施しました。	学 教	・各小・中学校で避難訓練を実施することで、災害時に迅速かつ安全に避難する意識が高まりました。	b	・児童生徒が災害時に避難する場合の避難経路の確認と避難方法について、あらゆる場面を想定して実施していきます。
	・北本市危機管理指針との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。	・各小・中学校において、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や竜巻発生時等の緊急災害における対応を確認するとともに、その対応の見直しを図りました。	学 教	・児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や保護者への引き渡しを確認することで対応についての見直しを行うことができました。	b	・各小・中学校の防災マニュアルの見直しを継続実施し、災害の規模にかかわらず、自助・共助の精神を育てていきます。
	○生活安全の推進					
	・教職員の危機管理意識を高めるため、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時における適切な判断・行動ができるよう指導します。	・教職員の危機管理意識を高めるため、各小・中学校の安全教育担当者が県主催の学校安全教育指導者研修会（7月、12人参加）に参加し、その内容を共有するために、夏季休業日等を利用して校内研修などを実施しました。	学 教	・連絡協議会において、各校の課題及び取組を共有し、各中学校区において課題や方向性に関し検討することができました。	b	・各種研修会へ教員を派遣し、各小・中学校において、その内容を生かした安全教育がより推進できるよう努めていきます。
	・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。	・児童生徒及び教職員の防犯意識の向上を図るため、小・中学校において、県警察本部や管内警察署に協力を得ながら、防犯教室を実施しました。	学 教	・定期的に研修を実施することで、教職員の危機管理意識を高める事ができました。	b	・今後も警察等を協力し、児童生徒と教員の防犯意識、危機管理意識を高めるよう努めていきます。
	・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。 【※令和元年度重点項目】	・各小・中学校で「危機管理マニュアル」を見直し、それに基づき、毎月、施設設備の安全点検を、打診や視診等で確認することで、修繕の必要箇所の早期発見に努め、児童生徒が安心して生活できるようにしました。	学 教	・各小・中学校において危機管理マニュアル見直しを図りました。	b	・教育総務課と連携を密にし、各小・中学校の施設設備の点検、改修を計画的に実施できるよう情報共有していきます。
	・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。	・不審者情報があつた際、各校にFAX等で連絡し、各校からのメール配信により保護者へ情報提供・周知を行うよう指導しました。また、不審者情報が入り次第、速やかに青パト（青色回転灯装備車両）によるパトロールを実施しました。	学 教	・青パトによる定期的な見回りとともに臨時休業中の臨時の見回り活動を行い、市内の安全情報をキャッチすることができたと同時に防止対策につながりました。	a	・不審者情報の共有や青パトでの見守りを継続し、児童生徒の安全を守る活動を継続します。
	・あんしんまちづくり学校パトロール隊（スクールガード）の活動を推進します。	・各小学校にスクールガードリーダーを1人配置するとともに、スクールガードリーダーの資質向上を図るための研修会を実施しました。また、各小・中学校の教職員が児童生徒の下校の見守りを行いました。	学 教	・地域や保護者と連携し、校区内をパトロールすることで、学校・家庭・地域が連携して児童生徒を見守る体制を整えられました。	b	・学校・保護者・地域の連携を密にし、児童生徒の見守りを強化していきます。

	・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。	・児童生徒の登下校時の安全確保のため、各小学校や市教委及び警察による通学路の合同点検を実施しました。 ・各小・中学校において、各学期の始業式や終業式で、安全指導に関する話を必ず入れ、児童生徒の登下校時の交通安全や防犯意識の啓発を図りました。	学 教	・合同点検結果を学校へ伝え、危険箇所等の把握ができました。 ・各小・中学校において安全指導の徹底を図ることができました。	b	・通学路を中心に安全点検を継続実施し、改善に努めます。
	・I S S 認証歴を持つ学校における取組を市内各小・中学校に継承し、各学校の実態に応じた取組を行います。	・児童生徒の安全について、各小・中学校の取組（各種マニュアル等）の情報交換をしました。そして、各小・中学校で児童生徒の実態に応じて、今まで実践している取組を基に、さらに強化すべき取組や必要となる取組等について検討しました。	学 教	・各校の実態に合わせ、校内での怪我防止・安全点検・防災教育を推進し、I S S 活動を継承することができました。また各校の実態に応じて、避難訓練の実施方法の工夫校の取組や成果を他校へ発信し、情報を共有することができました。	b	・連絡協議会を通じた情報共有化により、さらに質の高い危機管理に努められるよう引き続き取り組みます。

* I S S ……（体及び心の）ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進め、また児童生徒が中心となって活動することで、自らの安全を守る意識、能力を高めていくことを目指す活動に対する国際認証取得を目指す活動をいう。International Safe School の略。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を図ることにより、一人一人の教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育、また、小中高連携事業（K I S E P）を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進

施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

施策3 教職員の資質の向上

施策4 教育環境の整備・充実

施策5 学校経営の改革推進

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組					
施策1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進 ※計画書では「学校4・3・2制（小中一貫教育）をはじめとした異校種間連携の推進」 P51							
○小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進【※令和元年度重点項目】							
		・小・中学校において、小学校1～4年の4年間、小学校5・6年と中学校1年の3年間、中学校2・3年の2年間をくくりとしたそれぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、9年間を見通した教育課程を編成するとともに、児童生徒の交流などをとおし、中1ギャップや発達の早期化に対応する施設分離型の小中一貫教育を推進します。	・中学校区ごとに研究体制組織づくりを充実させ、交流行事、一部の授業形態の小・中統一化、教室掲示の統一化等、校区毎に特色ある研究主題を設定し、小中一貫教育をさらに推進しました。 ・中学校区ごとに夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、小・中学校教員の相互の連携や積極的な交流を行い、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かしました。	学教	・各中学校区での児童生徒の交流をはじめ、教職員合同研修や研究、兼務教員による授業や相互授業参観等を重ねたことで、学級満足度調査で全国平均を大きく上まわる結果等（実施した6学年平均で約16％上回る）が得られ、学校4・3・2制の取組の成果が確認できました。	s	・各中学校区で成果の出た取組をさらに深化できるよう、各校区の実態に合わせて市内全体で共有し、精査した取組を推進していきます。
		・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわり、小・中学校における義務教育9年間をととした指導方法の系統性を図り、児童生徒の生きる力の育成を図ります。	・中学校区ごとに研究体制組織づくりを充実させ、小・中学校教員の相互の連携や積極的な交流を行い、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導の推進、相互授業参観の実施、学校応援団等地域の協力を得て一貫教育をさらに推進しました。	学教	・学校の様々な取組のみならず、学校応援団といった地域の方との協力・連携等が加わることで、より小中一貫教育を推進し、学級満足度調査で全国平均を大きく上回る結果等が得られ、学校4・3・2制の取組の成果が確認できました。	a	・各中学校区で成果の出た取組をさらに深化できるよう、各校区の実態に合わせて、学校・家庭・地域が密に関わりながら、義務教育9年間を見通した教育を推進していきます。
○少人数学級を実現する市費採用教員、学校4・3・2制推進非常勤講師の活用							
		・小学校1・2年生における30人程度学級、小学校3・4年生における35人程度学級を行うことにより、少人数学級によるきめ細かな指導を行います。	・小学校1校に1人の市費採用教員を配置して少人数学級を編制し、個に応じた指導や発達段階に応じた指導を実施しました。	学教	・低学年における少人数学級の実施に伴い、きめ細かな学習指導や個に応じた指導が実現し、児童の規律ある態度の育成や学力向上を図ることができました。	b	・市費採用教員に変わる取組により、きめ細かな指導を展開していきます。
		・小学校5・6年生における教科担任制や小学校と中学校の教員の交流を可能にする非常勤講師を配置し、学力向上や「中1ギャップ」の軽減、不登校児童生徒の減少を図ります。	・小学校8校に8人の非常勤講師を配置し、小学校5・6年生における教科担任制（理科）を実施しました。 ・学習内容の系統性や連続性を踏まえて、授業方法を工夫改善しました。 ・中学校区ごとに夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、教員の相互の連携や積極的な交流を行った結果、中学校1年生における不登校の人数が3人減少しました。	学教	・各中学校区での児童生徒の交流をはじめ、教職員合同研修や研究、兼務教員による授業や相互授業参観等を重ねたことで、学級満足度調査で中学校1年生の満足度が全国平均を20％上回る結果が得られたことが、中学校における不登校生徒の減少（昨年度に比べ15人減少）につながりました。	s	・各中学校区で成果の出た取組を深化できるよう、各校区の実態に合わせて市内全体で共有し、精査した取組を推進していきます。また、引き続き不登校児童生徒の軽減に努めていきます。

○幼保小連携及び小中高連携（K I S E P）等、異校種間連携の推進

・幼稚園・保育園（所）・小学校間の連携を深めることにより、小1プロブレムの解消を目指します。	・幼保小連携教育を推進し、小学校教員による保育参観の実施や各小学校を会場とした幼保小連絡協議会を実施しました。幼稚園・保育園（所）と小学校教員の相互の連携や積極的な交流を行いました。	学 教	・幼保小連携教育を進め、園児や児童だけでなく、教員の積極的な交流に取り組み、効果をあげることができました。	b	・一部の教員の担当とならないよう、教職員が一体となって連携を図っていきます。
・北本高等学校の協力によるK I S E Pの活動をととして、小・中学校と高等学校との連携を図ります。	・関連学校長による推進委員会を開催し、取組の検討を行いました。 ・各中学校に対し、北本高等学校教員による出前授業の実施やスポーツ交流を実施したほか、北本高校と小学校との交流事業（あいさつ運動、陸上練習）に取り組みしました。	学 教	・小学校と高校、中学校と高校等、異校種間の連携を進め、双方にとって教育的効果を上げることができました。	b	・重要性和有用性を啓発、働きかけをしていきます。

施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

P53

○学校協議会、外部評価委員会の効果的な活用

・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校協議会で、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて協議し、学校教育のより一層の充実と発展を図ります。	・学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて各学校で協議するため、各小・中学校で保護者や地域の代表、教員で構成される学校協議会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催）	学 教	・学校協議会を計画的に実施し、各委員から学校の教育活動の取組について意見や助言をいただき、各小・中学校の教育活動の向上、発展を図ることができました。	b	・学校協議会委員、外部評価委員の両方を兼ねている方や再任の方が多くことから、より多くの協力者の確保について各学校に働きかけていきます。
・各小・中学校に置く外部評価委員会の評価を基に、より良い教育活動を実施していくための成果の検証と改善について、継続的に実施します。	・学校運営等について協議するとともに、学校の評価結果に基づき学校の教育活動等の成果を検証し、教育の一層の充実と改善を図るため、各小・中学校で保護者や地域の代表で構成される外部評価委員会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催）	学 教	・学校の自己評価をもとに外部評価委員に学校の教育活動を評価していただき、次年度の学校経営や教育活動の方策の改善を図ることができました。	b	・学校協議会委員、外部評価委員の両方を兼ねている方や再任の方が多くことから、より多くの協力者の確保について各学校に働きかけていきます。

○教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。	・各小・中学校においてシラバス（*）を保護者等に公開するとともに、学校評価をととして教育課程の計画・実施についての評価を行い、その評価結果を公開しました。	学 教	・児童生徒、家庭。地域の実態に合った教育課程を各校で計画し、保護者や地域の理解を得ながら教育活動を実施できました。	b	・保護者や地域への情報の積極的な公開とともに、連携・協働の観点からも「地域とともにある学校」の実現に向け、よりよい教育課程の編成について指導していきます。
---	---	--------	---	---	---

* シラバス …… 各小・中学校で作成する、教科の年間授業時数、各学期及び各期間の大まかな学習内容、評価の観点並びに評価方法が示された学校の授業計画をいう。

○学校・地域の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進						
・地域に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。	・各小・中学校において、保護者や地域の方との連携を深め、学校公開及び親子ボランティア活動を実施するとともに、学校応援団との連携を図り、開かれた学校づくりを行いました。	学 教	・各小・中学校とも学習指導要領に則り、創意工夫しながら、学校応援団との連携を図り、開かれた学校づくりを行うことができました。	b	・「社会に開かれた教育課程」の推進に努め、カリキュラムマネジメントのもと、地域の力を学校の教育活動に生かしていきます。	
・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、体験農園（各小学校）や学校ファーム（各小・中学校）での農業体験、総合的な学習の時間での地域の方とのふれあい活動（各小・中学校）、自然体験学習（各小・中学校）、職業・職場体験を行いました。	学 教	・各学校で体験活動の充実を図り、特別支援教育においては、学校ファームの活動を効果的に活用しました。	b	・体験活動を充実させ、児童生徒の豊かな心を育てていきます。	
○ホームページ等を利用した情報発信の推進						
・小・中学校において、自校を紹介するホームページを定期的に更新します。	・各小・中学校のホームページを活用することで、学校情報や児童生徒の活動状況についての情報発信を行いました。	学 教	・各小・中学校でホームページを定期的に更新するよう努め、学校だよりを掲載するなど、積極的に情報を発信するようになってきました。	b	・学校間において更新の頻度にばらつきがあるため、定期的な更新作業を啓発するとともに、見る側のニーズに合った内容になるよう、企画・発信します。	
・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。	・各小・中学校において、学校だよりや学年だよりを定期的に発行し、保護者や地域に向けた情報発信を行いました。 ・開かれた学校づくりを推進するため、各小・中学校において学校公開を行いました。（各小・中学校3回程度実施）	学 教	・学校だより・学年だよりを各校で各月1号以上の頻度で発行し、保護者や地域への情報発信と公民館掲示を行いました。また、学校公開も学期に一度程度のペースで行いました。	a	・学校ホームページの在り方について、機会を捉えて指導するとともに、今後も継続的に学校公開を実施し、学校だより等の発行を行います。	
○コミュニティ・スクールの導入・推進						
・保護者、地域住民、教職員、関係機関や団体の代表などで組織する学校運営協議会で、子供たちや地域の未来に向けて、学校・家庭・地域が社会総掛かりで当事者意識をもって取り組めるよう協議し、学校教育のより一層の充実と発展を図ります。	・西小学校をコミュニティスクールのモデル校に指定し、成果と課題について他の小・中学校に示しました。 ・西小学校運営協議会を5回開催しました。	学 教	・学校運営協議会を計画的に実施し、各委員で学校の課題を共有した上で、具体的な意見や助言をいただき、教育活動の向上、発展を図ることができました。	a	・モデル校での実践をもとに、コミュニティスクールを導入する学校数を増加させ、連携・協働による取組の充実を図ります。	

施策3 教職員の資質の向上

P54

○教職員研修の充実

・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と指導力を高めます。	・小中一貫教育により小学校教員が中学校（3人）に、中学校教員が小学校（6人）に兼務しました。また、教職員の相互連携と指導力を高めるため、各中学校区での小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る合同研修会及び小・中学校の教員の相互授業参観（各校1～2回程度開催）を開催しました。	学 教	・各中学校区で児童生徒の学習状況を把握し、課題を共有することで、9年間を見通した系統性を意識した授業を展開することができました。	b	・家庭学習において小・中学校で取組の差が見られますので、情報共有をしながら、家庭への啓発を含めた取組の推進をします。
・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力の向上を図ります。	・教職員の指導力と資質向上を図るため、若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを実施（年19回、延べ392人参加）するとともに、学校の中核となる教員を対象とする学びジョーン研修会を実施（年8回）しました。	学 教	・長期研修教員や在外教育施設派遣教師を講師として招聘し、学級経営の在り方、支援を要する児童生徒への接し方などを講演していただきました。	a	・業務改善は、教員が生き生きと児童生徒と向き合うためにも最重要課題であるため、継続して講演や体験型研修を行います。
・市立教育センターにおける教職員対象の各種研修会の充実を図ります。	・生徒指導教育相談中級研修会（8月3回、延べ30人参加）を実施しました。 ・北本教育「学びジョーンプロジェクト」研究（年間8回実施、発表会実施）を実施しました。昨年度に引き続き、外国語活動・外国語と特別の教科道徳を研究しました。	学 教	小・中学校の教員がチームを組み、義務教育9年間における発達の段階や系統性を重視して研究を進めることができました。	b	・子供の実態に応じた指導、興味関心を高める教材開発、教員の指導方法の工夫・改善を重視した研修を実施していきます。

○教職員の人事交流の推進

・広域的かつ計画的な人事交流により、教職員の視野を広め、職務経験を豊かにすることで、魅力ある学校づくりを推進します。	・学校の活性化と教職員の資質の向上を図るため、当初人事方針に係る計画を定め、転補、転任を行うなど、他市町と積極的に広域的かつ計画的な人事交流を実施しました。	学 教	・人事方針に基づく計画的な人事交流推進により、教職員の資質向上と学校の活性化を図ることができました。	b	・退職者の増加により新採用教員や再任用教員が増加していることから、今後の教職員の年齢構成や教員の資質向上を十分配慮した人事交流を図ります。
・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。	・教職員の人事交流を行うことにより教員の指導力の向上を図るため、Jプラン（※）や英語専科等により、中学校教諭を小学校に4人配置するとともに、小中一貫教育に係る教員（23人〔市費15・兼務8〕）や生徒指導対応教諭（1人）の兼務教員を配置しました。	学 教	・小中一貫教育の推進を図る兼務教員や生徒指導対応教諭の発令、Jプラン等における教員配置により、中学校区で課題の共有化と解決策を図ることができました。	b	・今後も小中一貫教育の推進を図る兼務教員や生徒指導対応教諭の発令、Jプラン等の人事交流を積極的に推進します。

※ Jプラン …… 小学校と中学校のスムーズな橋渡しを行うための施策として県が行う「埼玉県公立小・中学校教員人事交流」をいう。

○校内における教職員間の学びあい研修、学びジョ研修の推進					
・ベテラン教職員を手本とした若手教職員への教育技術の伝承を推進します。	・校内授業研究会において、ベテラン教職員の授業を参観し、児相生徒を引き付ける仕掛けが何処にあったかを若手教職員に気付かせました。また、若手育成のためにベテランと同じ校務分掌を担当し、若手に対し指導・助言を行いました。	学 教	・授業参観においては、発問の仕方や若手とベテランが同じ校務分掌を担当することで、各分掌の運営が円滑になり、学校の活性化につながりました。	b	・教職員定数の関係から、ベテラン教職員が少ない学校は、若手への伝承に苦慮することも想定し、学校間の連携強化と情報交換により補完していきます。
○働き方改革の推進及び教職員事故防止の徹底					
・教職員が子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上を図ります。	・全小・中学校において、I Cカードによる客観的な方法による在校時間の把握を行い、市教委において集計した個票をフィードバックすることにより、各教職員に各自の在校時間を意識させました。	学 教	・各校で管理職の指示のもと、確実な実践が行われました。各校独自の工夫した取組や教育委員会の取組により、在校時間が小学校で月平均14分の短縮、中学校で1時間29分短縮できました。	s	・在校時間の把握に努め、教職員に在校時間に係る意識を高めることで、子供と向き合う時間が確保できるように努めます。
・教職員事故絶無を目指し、研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。	・教職員の意識の向上を図るため、教職員事故防止強化期間を設け、各校で研修会を実施しました。 (4月全校実施、教職員293人参加) ・倫理確立に係る委員会で事故防止チェックリストを活用し、教職員事故防止の啓発活動を行いました。	学 教	・教職員事故防止研修会や倫理確立委員会を中心に、事故防止の取組を実施することで、教職員の意識向上を図ることができました。	b	・教職員事故絶無を目指し、教職員一人一人の教育公務員としての自覚と責任を高める取組を継続していきます。
○学校衛生管理の充実					
・衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。	・衛生推進者の資質の向上及び教職員の心身の健康を図るため、専門家を招聘し、北本市立小・中学校メンタルヘルス研修会を実施しました。(1月、21人参加) ・県主催メンタルヘルス研修会、こころの健康講座に教職員を派遣し、所属校でその内容の共有を図りました。	学 教	・市主催の研修会を開催することができ、管理職及び教職員へ心の健康について意識付けができました。	b	・今後も研修会等をとおして、管理職及び教職員の心の健康を守るよう努めていきます。
・教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。	・各小・中学校において、学校医(健康管理医)と連携を図り、教職員の健康診断結果から適切な指導を受けられる機会を設定するとともに、悩みを共有できる職場づくりに努めました。	学 教	・教職員の健康診断結果をもとに、学校医の協力のもと、面談を実施し、教職員の健康保持に努めました。	b	・今後も学校医との連携を密にし、教職員が相談しやすい環境づくりができるよう努めていきます。

施策4 教育環境の整備・充実

P56

○安全に配慮した学校施設の管理と整備の推進【※令和元年度重点項目】

・施設内外の危険箇所の把握に努め、適切な改修を推進します。	・「既存不適格」とされたブロック塀の中で、劣化が進み、危険な箇所については、ブロック塀改修工事を実施しました。（工事箇所：中丸小、南小、北小） ・東中学校の劣化が進んでいた擁壁及び外構につきまして、改修工事を実施しました。	教 総	・ブロック塀の点検・調査及び「既存不適格」とされたブロック塀の改修工事について、速やかに実施できました。	b	・その他にも、劣化が進むブロック塀等を順次改修していくとともに、引き続き施設の巡回を実施し、危険箇所の迅速な把握に努めます。
・施設等の状況に応じ、老朽化した施設・設備の改修・更新に努めます。	・東中学校A・C棟照明器具改修工事を実施し、各教室の悪天候時の照度不足を解消しました。 ・中丸東小学校昇降口周辺等舗装改修工事を実施し、経年劣化した舗装を改修しました。	教 総	・施設の老朽化の状況に応じ、適切な施設・設備の改修・更新を実施することができました。	b	・引き続き、施設の老朽化の状況を確認し、改修・更新の優先性を見極めながら進めていきます。

○学校施設の有効活用の推進

・各小学校の余裕教室や地域活動室で放課後子ども教室を実施します。	・子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれるよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の地域活動室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動などを全ての小学校で行いました。	生 学	・小学校の地域活動室等で「放課後子ども教室」を実施することにより、子供たちの健全育成を図るとともに、学校施設を有効活用することができました。	b	・「放課後子ども教室」の活動拠点となる部屋の安全確保について、学校とのさらなる調整を図っていきます。 ・放課後子ども総合プランに基づき、学童保育室との連携活動を増やしていきます。
----------------------------------	--	--------	--	---	--

○オープンスペースを活用した学習形態の工夫・研究

・開放的で明るい施設を用いて、子供たちの元気な活動を充実させます。	・各小・中学校の施設において、必要性に合わせ多目的室等のオープンスペースを活用し、学習形態の工夫をするなど、学習環境を整えながら、学習活動を展開しました。	学 教	・外国語活動の授業などにおいて開放的な環境の中、意欲的にのびのび活動する子供たちの姿が見られました。	b	・子供たち一人一人に合った課題を明確にし、適切な指導を行っています。
-----------------------------------	---	--------	--	---	------------------------------------

○高等学校等の入学準備金貸付事業の推進					
・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。	・入学準備金について、大学等2件、高等学校2件、計4件、1,200,000円の貸し付けを行いました。 ・入学準備金貸付事業について、市の広報紙により周知を行いました。（11月号）	学 教	・入学準備金の貸し付けにより、進学に係る支出の一部を支援することができました。	b	・貸し付けについて、今後も広報紙による周知を行います。 ・貸付金の回収については、返済が滞納している家庭への勧奨を行います。
○幼稚園就園奨励費補助事業の推進					
・幼稚園への就園に係る費用負担を軽減することで、幼児の就園を推奨します。	・幼稚園に係る入園料及び保育料を補助対象とした幼稚園就園奨励金を平成31年4月～令和元年9月分まで、553人に対して支給しました（支給総額29,736,500円）。 ・周知については市の広報紙により行いました。（6月号）	学 教	・幼稚園就園奨励金の支給により、入園料及び保育料の保護者負担の軽減を図ることができました。	b	・令和元年10月分より、幼児教育無償化事業へ転換したことで本事業は保育課へ移管されました。
○就学援助制度の周知及び支援					
・経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担して、教育の機会が失われないようにします。	・就学援助費について、小学校182人、12,735,282円、中学校、135人、15,353,979円の支給をしました。 ・新入学児童生徒に対し、新入学学用品費を入学前に支給しました。	学 教	・就学援助費の支給により、就学に係る保護者の負担を軽減することができました。	b	・入学説明会においての就学援助制度の説明、在校生保護者への通知を配布します。
・制度について市の広報やホームページに掲載するとともに、学校と連携して制度の周知に努めます。	・制度については、広報紙（1月号）と市ホームページに掲載しました。 ・学校において、新入学説明会時に、制度について説明を実施し、在学児童生徒には通知を配布しました。	学 教	・就学援助制度の周知により、支給対象者を広げ、保護者の負担を軽減を図ることができました。	b	・周知を図るため、広報紙及び市ホームページの内容を工夫します。
○特別支援教育就学奨励事業の推進					
・小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を負担軽減するとともに、特別支援教育の振興を図ります。	・特別支援教育就学奨励費について、小学校32人、1,882,700円、中学校25人、2,552,455円を支給しました。	学 教	・特別支援教育就学奨励費事業の推進により、特別支援教育の就学に係る負担軽減を図ることができました。	b	・特別支援教育学級に在籍する児童生徒に制度の周知案内をします。

施策5 学校経営の改革推進

P58

○学校の組織体制の整備・充実

・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。	・特色ある学校経営を推進するため、各学校長が学校教育目標の具現化・具体策を示し、特色ある取組等を示したグランドデザインを作成しました。そして、教職員に明示して目標及び目標具現化のための具体策を共有しました。	学 教	・校長が経営ビジョンと運営計画をグランドデザインで明示し、教職員が共通理解することで、チームとして教育活動を取り組みました。	b	・今後も校長のリーダーシップのもと、学校組織として特色ある取組を推進します。
・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。	・責任ある役職を任せることでリーダーの自覚を高めるため、小・中学校に主幹教諭（5名）を配置するとともに中堅教職員を校務分掌の主担当として配置し、力量を発揮できるよう、校長や教頭にミドルリーダーの育成を促しました。	学 教	・学校課題研究で主幹教諭や教務主任、各主任が中心となり組織的な課題解決が着実に取り組みました。	b	・若手教職員が急増し、年齢構成の二極化が顕著なため、今後も主幹教諭や中堅教職員等のミドルリーダー育成を充実させ、組織力の向上を目指します。

○学校運営に係る情報公開の推進

・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。	・各小・中学校で、学校だよりやホームページの活用、保護者会、学級懇談会、PTA総会や役員会等の開催の機会を活用し、学校経営に関する情報発信を積極的に行いました。	学 教	・様々な媒体・機会を活用し、学校評価・学校経営・日々の教育活動の様子を、積極的に情報発信・公開しました。	b	・年度当初に学校経営方針等をホームページで紹介し、年度末には成果を発信することで、学校運営の情報共有を図ります。
・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。	・各小・中学校において、学校公開日の設定、土曜参観の実施、定期的な学校だよりの発行、ホームページの更新を行い、日々の学校の様子を発信しました。	学 教	・計画的な実施と定期的な発行、ホームページの随時更新等により、日々の学校の様子を発信することができました。	b	・各小・中学校で様々な媒体や機会を積極的に活用し、分かりやすく一貫性のある情報発信に取り組んでいきます。

○全職員を対象にした人事評価制度の活用

・様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を図ります。	・教職員一人一人が教育課題の解決に向け教科指導、学年・学級経営、生徒指導、その他の校務等の年度の目標とその方策を立てるとともに、チームワーク行動の重点項目を設定し、達成度の評価と課題の分析を行うとともに、校長、教頭との面談をとおして校長の目指す学校像の実現に教職員の力を結集しました。	学 教	・計画的に着実に人事評価を行うことで、教職員が自らの教育活動を評価し資質の向上を図ることができました。	b	・各小・中学校の教育課題を明確にし、目指す学校像の実現に向け、今後もより丁寧に人事評価制度を活用していきます。
・教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。	・12月以降に教頭は教職員の達成状況申告を評価しました。また、校長が一人一人の教員と面談を行い、人事評価の結果をフィードバックして、教職員に指導・助言を行い、教育課題への取組等、職務遂行過程で発揮された能力や執務姿勢を評価し、教職員の育成を図りました。	学 教	・教職員が校長の目指す学校像の実現と連鎖した目標を定め、その目標を達成するために取り組みました。また、校長がその取組を評価することにより教職員の資質及び能力の向上を図ることができました。	b	・今後もより丁寧に人事評価制度を活用していくとともに、校長及び教頭が教職員を正しく評価できるよう評価者研修を実施していきます。

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

主に保護者が子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせるために行う、家庭教育に関する学習機会の充実とＰＴＡ活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供の読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室事業と学校応援団の活動の推進をととして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

施策１ 家庭教育に関する学習機会の充実とＰＴＡ活動の推進

施策２ 地域の教育推進体制の充実

施策３ 子供の読書活動の推進

施策４ 地域活動室事業と学校応援団の活用の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	令和元年度 取組状況・実績						
施策１ 家庭教育に関する学習機会の充実と P T A活動の推進									P60
○家庭教育支援の講座の充実【※令和元年度重点項目】									
		・家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。	・子供の発達段階に応じた子育て方法の理解を深めていただくため、小・中学校入学前の子供を持つ保護者を対象に「新入学児童をもつ親としての心がまえ」や「中学生の親が留意したいこと」などの子育て講座を開催しました。（10月～1月、各小・中学校1回の計12回開催、延べ907人参加）	生学	・小学校の就学時健診や中学校の学校説明会に合わせて、子育て講座を実施し、多くの保護者に講座を受けていただくことで、発達段階に応じた子育てについて理解を深める機会を提供することができました。	a	・子供の発達段階に応じた子育てを一層理解していただくため、子育て講座を実施するとともに、当該講座について保護者のニーズを踏まえ、より充実した内容にしていきます。		
○P T A活動の推進									
		・教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校のP T Aが相互に情報交換し、協力できるよう、北本市P T A連合会に対する支援を行います。	・家庭教育講演会「ハートピア21」を市とP T A連合会との共催により、会場の提供及び企画・運営を支援し、参加者が大幅に増加しました。また、実施後のアンケートによると高い満足度を示す結果となりました。（11月23日、492人参加） ・P T A会員の資質向上を図るため、各小・中学校のP T Aにおいてテーマを定めて企画・運営する家庭教育学級を委託により実施しました。（延べ19回開催、延べ952人参加） ・北本市P T A連合会の活動を支援するため、補助金290,000円を交付しました。	生学	・各PTA単位で会員が話し合いをすることで協働する意識が高まりました。 ・事業の共催や委託、補助金の交付など、様々な方法でP T A活動を支援し、P T A活動の推進を図ることができました。	a	・より主体的なP T A活動の推進を図るため、助言や情報提供等の支援を充実していきます。		
施策２ 地域の教育推進体制の充実									P61
○自然体験活動等の推進									
		・地域性を生かした自然体験活動等の取組を推進します。	・地域の方の協力を得て、各小学校で野菜の種まき、収穫等の体験活動や、花植え等を実施しました。	学教	・地域の方の協力で、農業体験などで自然とふれあう活動の実践をとおり、農業や食育に興味を持つ児童がみられるようになりました。	b	・土とのふれ合いは、児童にとって大切であるため、今後とも農地の確保と農業経営者との綿密な打合せを実施していきます。		

○放課後子ども教室事業における北本市放課後子ども総合プランの推進【※令和元年度重点項目】

・放課後子ども教室と学童保育室の児童が北本市放課後子ども総合プランに基づき、共通プログラムに参加する活動を推進していきます。	・「北本市放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室」と「学童保育室」に通う児童と一緒に活動する共通プログラムを市内のすべての放課後子ども教室で年間8回実施し、児童の放課後の安全・安心を確保するとともに、多様な体験活動を促進することができました。	生学	・各小学校における「放課後子ども教室」において、当該学区内の多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、多様な活動を行うことができ、地域の教育推進体制の充実を図ることができました。	b	・地域（コミュニティ等）との連携を密にし、事業への理解・関心を深めて、継続的に地域の人材の参画を図っていきます。
--	--	----	--	---	--

○青少年の健全育成活動の促進

・青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。	・県の青少年非行・被害防止特別強調月間に合わせて、北本駅を中心に非行防止キャンペーンを実施し、啓発活動を行いました。（7月3日実施） ・北本市青少年育成市民会議との共催で「麴町中学の教育改革」をテーマに講演会を開催しました。（12月7日実施） ・北本市青少年育成市民会議の活動を支援するため、補助金750,000円を交付しました。 ・「郷土きたもと」をテーマとした活動を通して、青少年の健全育成及び青少年のふるさと意識の高揚を図るため、青少年ふるさと学習事業を北本市青少年育成市民会議に委託しました。	生学	・北本駅を中心に非行防止街頭キャンペーンを実施することにより、効果的な啓発活動を行うことができました。 ・北本市青少年育成市民会議との共催で教育講演会を開催することにより、青少年の健全育成について考える場を設けることができました。 ・青少年ふるさと学習をとおして、ふるさと意識の高揚を図ることができました。	b	・さらに幅広い参加を募り、青少年の健全育成の啓発を深めるために助言や情報提供等の支援を充実していきます。
--	---	----	---	---	--

○学校公開の実施

・学校公開の実施をとおして、教育に対する地域の理解を深め、関心を高めます。	・学校教育に対しての理解を深めていただくため、各小・中学校で保護者や地域の方を対象に、児童生徒の様子や学校の環境を公開する学校公開（各小・中学校年間7回程度）を行いました。	学教	・学校公開で、子供が学習したり発表したりする姿や、教育活動の実際を保護者や地域の方々にご覧いただき理解していただくことや感想をいただくことができました。	b	・児童生徒の学ぶ姿や学校の環境、教育活動の実際を公開することで、地域の理解を深めていきます。 ・学校公開日には、多くの人の出入りがあるため、児童生徒の安全面に配慮していきます。
---------------------------------------	--	----	--	---	---

施策3 子供の読書活動の推進

P63

○読書に親しむ機会の提供と充実

・おはなし会を定期的実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトークや読み聞かせを実施します。	・利用者の多くが読書の準備段階にある小さな子供たちであることから、本を手渡すと同時に耳から聞く機会の提供に努めました。 ・毎週のおはなし会、季節ごとのおはなし会、夏休みの「子ども読書まつり」などを実施しました。新たにわらべうたの会、障がいのある利用者のためのおはなし会を実施しました。	生学	・おはなし会、ブックトークを行い、利用者により多くの本を紹介し、読書への動機付けが図られました。障がいのある利用者のためのおはなし会など、より多くの利用者におはなし会を実施しました。	b	・子供の読書活動を推進する市民団体と連携して、おはなし会や行事を開催し、子供が読書に親しむ機会を増やしていきます。
・おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。	・子供たちが読書の幅を広げ読書の体験を深めるきっかけを提供するために、様々な分野の本の展示を行いました。 ・文化を伝える季節の本、行事の本など、利用者の興味関心を引く本の展示に努めました。	生学	・様々な分野の本の展示を行い、利用者により多くの本を紹介することができ、貸出が増えました。	b	・子供たちや保護者の課題解決に役立つ本やニーズの高い本を、テーマを定めて展示していきます。
・子供の読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設けるとともに、図書館分室を充実させ、子供の読書活動への支援を図ります。	・親子で本に親しむことの大切さを理解するために「こどもの読書週間」にブックトークやおはなし会、クイズラリーなどのイベントを開催しました。	生学	・親子で参加できるイベントを開催し、本と子供の関わりに対する理解を深めてもらい、読書活動を推進することができました。	b	・子供の読書活動を推進する市民団体と連携して、おはなし会やイベントを開催し、子供が読書に親しむ機会を増やしていきます。

○読書環境の整備・充実

・子供の発達段階に応じた読書環境を整えとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めるため、こども図書館の充実を図ります。	・絵本の読み聞かせを年間320回（参加者895人）、おはなし会・イベントを年間251回（参加者3,386人）開催するとともに、テーマごとに図書の展示会を年間74回開催しました。 ・図書を新規に1,994点購入し、蔵書の充実を図りました。	生学	・各団体と調整を図り、絵本の読み聞かせ、おはなし会、イベント等に多くの子供や保護者が参加することができ、本に親しみを持たせることができました。また、蔵書を増やし、より多くの本に親しめる機会を提供しました。	a	・こども図書館の蔵書構成に注意を払い、子供や保護者が興味関心を持って様々な分野の図書に触れられるよう、指定管理者と協力して選書に取り組みます。 ・北本市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進と環境整備に努めていきます。
--	---	----	--	---	--

施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

P64

○地域活動室事業の推進

・HPや学校通信等を利用して地域活動室の活動に関する周知を行い、地域住民の参加を促すことで地域活動室の活用を図ります。	・各小・中学校の学校だより等で、地域活動室の活用や活動内容について地域の方に周知しました。 ・各小・中学校の地域活動室にコーディネーターを配置し、地域の方の要望を聞き、地域と学校との連絡調整等を行いました。	学 教	・学校だより等を活用し、地域活動室の活用や活動内容について周知することができました。 ・コーディネーターが連絡調整を行い活用状況の工夫改善を図ることができました。	b	・引き続き地域活動室の効果的な活用ができるよう、学校だより等による周知の工夫とコーディネーターの活用により、地域交流を促進します。
・児童生徒が地域活動室を訪問し、地域住民と交流を深めるなど、地域活動室における児童生徒と地域住民との交流を支援します。	・地域の方々の希望者を対象に、書道や絵手紙の講座、パソコン教室や子育て講座など、相談活動やコミュニティの場となりました。	学 教	・各種講座の開催をとおして、地域活動室における交流活動に一定の成果を挙げることができました。	b	・児童生徒が地域活動室との交流をよりしやすくなるよう、「コミュニティ・スクール事業」及び「地域活動協働本部」の在り方を研究していきます。

○学校応援団の活動の推進【※令和元年度重点項目】

・総合的な学習の時間で地域住民にゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。	・総合的な学習の時間や家庭科の時間に、地域の方をゲストティーチャーとして招き、授業の補助をしていただきました。	学 教	・地域の方の経験に基づく指導により、既習事項と現実社会が結びつき、より深く学ぶことにつながるとともに、地域の魅力を再発見することができました。	b	・学校応援団を幅広く募集して活用したり、市役所の出前講座などを活用したりすることで、より効果的に総合的な学習の時間等の学びを深めていきます。
・保護者及び地域住民の挨拶運動や校舎内外の巡回等への協力をとおして、子供の健全な育成を推進します。	・校舎内外の安全管理を客観的な視点で行うために、学期に一度の頻度で、保護者を含む地域の方と教職員と児童生徒が共同で安全点検を実施しました。	学 教	・普段、校舎を利用していない地域の方の目で施設の状況を確認していただくことで、教職員や児童生徒だと気づきにくい危険箇所を指摘していただくことができました。	b	・不審者がなかなか減らない状況を受け、今後より一層保護者を含めた地域住民の方の見守り活動を活性化し、子供の健全な育成を推進します。
・保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動への参加をとおして、校内環境の整備を推進します。	・各小・中学校において、PTAや学校応援団の協力のもと、枝おろし、草刈り、トイレ清掃などに参加していただき、校内環境の美化が図られました。	学 教	・地域の大人の方々の力や道具をお借りすることで、教職員や児童生徒たちだけではできない美化作業ができ、教育環境が改善されました。	b	・今後も学校応援団による日常の環境整備活動に加え、長期休業期間中のPTA等との合同美化活動を推進していきます。
・子供たちや地域の方々がより安全に過ごせるよう、安心安全パトロール活動のさらなる充実を図ります。	・児童生徒の安全を確保するため、保護者や地域の方による登下校の安全見守り活動や放課後の学区内パトロール等を実施しました。	学 教	・一か月～一学期に一度の頻度であんしんまちづくり学校パトロールを行うことで、地域の防犯意識の高揚につながり、児童生徒の健全な育成を促進することができました。	b	・今後も計画的・組織的に見守り活動を実施するとともに、目に見えづらいSNS関係のトラブルにも対処できるよう、最新情報を収集し、共有していきます。

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策2 学習施設の整備・運営の充実

施策3 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	令和元年度 取組状況・実績					
施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進								
P67								
○生涯学習啓発活動の充実								
		・市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動の充実に努めます。	・市の広報紙に、市民大学きたもと学苑、日本薬科大学の公開講座、市役所出前講座、文化のつどい、きたもとピアノフェスティバルの開催案内を掲載し、参加を募りました。 ・市のホームページに、市内で活動するグループ・サークル情報を掲載しました。また、大学公開講座において、インターネットによる申込を実施しました。	生学	・市内外から多くの参加者を募集することができ、生涯学習の学習環境について、PRすることができました。	b	・広報紙及び市のホームページを利用した生涯学習啓発活動に努めるとともに、生涯学習関連講座に係るインターネットを利用した参加申込を拡充します。	
		・生涯学習関係団体などの情報を掲載した生涯学習情報誌を発行し、その充実に努めます。	・市民の生涯学習活動への情報提供を行うため、市内で活動するグループ・サークルの情報、刊行物の案内、公民館等の案内をまとめた生涯学習に係る総合的な情報誌を発行（850部作成）し、公民館等の生涯学習拠点施設において配布しました。	生学	・市内で活動する団体を紹介することで、市民に生涯学習活動の機会を提供することができました。	b	・生涯学習情報誌を適宜見直し、新鮮な情報を発信します。	
○学習情報の収集及び相談体制の整備								
		・市民や関係団体の様々な学習ニーズに応えるため、学習情報を収集するとともに、学習機会や講師に関する相談に対し適切に紹介できるよう、人材情報バンクの充実を図り相談体制の整備を行います。	・人材情報バンクへの登録者数は、168人となっています。（年度内11人増加）	生学	・関係団体からの要望により、指導者を人材情報バンクから紹介することができました。	b	・学習情報の収集と人材情報バンクの更新を行います。 ・登録者の増員のためにさらなるPRを行います。	
○市民大学きたもと学苑の充実								
		・市民一人一人がライフスタイルに合わせて学習機会を選び参加できる市民大学きたもと学苑の充実を図ります。	・市民が互いに学び、支え合い、交流を深めるため、市民大学きたもと学苑の運営に助言と支援を行い、市民の学習機会の拡充を図りました。（市民大学きたもと学苑、238講座、2,623人受講 ※前年比で5講座の増加、4人の増加）	生学	・様々な分野の講座を幅広く開催できたことで、市民に生涯学習活動の機会を提供することができました。	a	・多彩な講座を開催することに努めるとともに、多くの方に受講してもらえるよう広く周知していきます。	
		・市民大学きたもと学苑の講座の充実を図るために、新たな市民教授の登録を目的とした新規市民教授説明会を開催します。	・新たな市民教授の登録を促進するため、新規市民教授説明会を、6月と12月の計2回開催しました。（延べ13人参加）	生学	・新しい市民教授の登録もあり、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の講座を開設することができました。	b	・今後も、新規市民教授説明会を開催し、新たな市民教授の登録を促進していきます。	

○市役所出前講座の開設

・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する市役所出前講座の充実を図ります。	・まちづくり・行政関係で10講座、都市計画関係で4講座、教育関係で6講座の合計20講座を開設し、市民からの要望により7回の講座を実施しました。	生学	・まちづくりと行政、都市計画、教育・文化等幅広いジャンルの講座を開催し、市民に市役所の業務について、PRすることができました。	b	・幅広いジャンルの講座が開設できるように関係部署との調整を図っていきます。
・市役所出前講座で、環境・福祉・防災といった現代的課題をテーマにした講座を開設します。	・環境関係で2講座、福祉関係で9講座、防災関係で2講座の合計13講座を開催し、市民からの要望により18回の講座を実施しました。	生学	・環境、福祉、防災のジャンルの講座を開催し、市民に市役所の業務について、PRすることができました。	b	・市民の関心が高い現代的課題をテーマとして講座が開設できるように関係部署との調整を図っていきます。

○大学公開講座の開催及び内容の充実

・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座の充実に努めます。	・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座を実施しました。（日本薬科大学公開講座（2回）、97人参加）	生学	・専門的な学習機会を市民に提供することができました。	b	・講座参加者からの意見を参考にしながら、市民のニーズに合った講座の開催を検討していきます。 ・日本薬科大学以外にも新たな大学との連携を図り、新たな公開講座の開設を図ります。
-------------------------------------	--	----	----------------------------	---	---

○子ども大学きたもとの充実

・大学・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門的な講義や体験活動を通じて、児童の知的好奇心を引き出す学習の機会を提供します。	・市内の小学4～6年生を対象に40名を定員として、7月20日（土）、7月29日（月）、7月30日（火）、8月7日（水）の4日間で4講座を実施しました。 7月20日 テレビの仕事～番組作りに挑戦！（文化センター） 7月29日 鉄道と情報ネットワークの秘密を探れ（文化センター） 7月30日 今日は私が看護師さん！（北里大学看護専門学校） 8月7日 カイコのまゆから絹糸づくり（埼玉県自然学習センター） ・延べ167人の参加がありました。	生学	・各種団体のご協力をいただき、計画的に全日程を実施することができました。 ・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門性の高い講義や体験活動を通じて子供たちの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することができました。 ・メディアから医療まで様々なジャンルを一度に体験できる機会を提供し、多くの子ども達の参加がありました。	a	・子供たちのニーズに合った魅力ある講義の企画・提案及び協力者（企業や教育機関）の開拓に努めます。
--	--	----	--	---	--

○国際理解学習・交流事業の推進

・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業を推進します。	・国際交流ラウンジ事業を国際交流ラウンジ委員会に委託し、学習センターを会場に実施しました。 日本語学習会31回開催、延べ275人参加 全体会議11回開催、延べ91人参加 「もっと知ろう友達の国」2回開催、延べ62人参加 外国語入門講座4回開催、延べ38人参加 日本語指導ボランティア養成講座4回開催、延べ44人参加	生学	・日本語学習会を中心に、国際交流の場を提供することができました。また、異文化理解の講座や北本まつり宵祭りへの参加をとおして、市内在住の外国人と市民とのコミュニケーションを図ることができました。	b	・今後も日本語学習会を中心に、国際交流の普及を目的とした国際ラウンジ事業を推進します。
---	--	----	--	---	---

施策2 学習施設の整備・運営の充実

P69

○中央公民館・地域学習センター運営の充実

・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実を図り、生涯学習への意識を高めます。	・児童・生徒、高齢者、女性等あらゆる年齢、種別を対象にした各種講座、イベントを開催し、生涯学習の機会の提供を図りました。 文化センター 公民館事業 86日 3,910人参加 自主文化事業 33日 4,140人参加 地区公民館 主催、共催及び支援事業149件 56,059人参加	生学	・高齢者学級については、高齢者の意欲向上と生涯学習の推進に繋げることができました。 ・女性向けや親子参加の講座を実施することで、様々な方に生涯学習の機会を作ることができました。	b	・高齢者学級において、新たな参加者を増やすため、講座の内容の充実を図っていきます。 ・女性や親子の参加を増やすために、休日の講座の実施など運営方法について研究していきます。
・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営と緊急時における体制整備に努めます。 【※令和元年度重点項目】	・公民館等の各種設備修繕と消防訓練を実施し、良好な施設維持管理と緊急時体制の整備を行いました。 【各公民館等の主要修繕】 東部公民館：給水ポンプユニット交換工事 北部公民館：集会室等空調設備改修工事 西部公民館：駐車場整備工事 【緊急時体制】 緊急時対応マニュアルを作成し運用しています。	生学	・緊急時対応マニュアルを作成したことにより、災害等が発生した際の対応が明確となり、利用者の安全性が向上しました。	b	・施設の老朽化が進む中で効果的に改修し、適切な施設運営ができるよう、今後も計画的に改修を行います。 ・緊急時対応マニュアルを効果的なものとするため、周知徹底、更新を行っていきます。

○各種文化事業の充実と展開

・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。	・市民が優れた芸術・文化に触れ合い、楽しむ機会を創出するため、ロビーコンサート、東京音楽大学提携コンサートを開催し、市民に良質な音楽を提供しました。 ・市民が落語を身近に楽しめる若手落語応援会を開催しました。 ・地域文化振興を図るため、市内に工場を持つトヤマ楽器と連携したリコーダーフェスティバルを開催しました。 ・幼児と子育て世代を対象に、情操を育成する子ども劇場フェスティバルを開催しました。	生学	・様々なジャンルの音楽の演奏会を安価に実施するなど、市民ニーズを反映した文化事業を実施しました。 ・質の高い音楽や演芸をロビーで行うことにより、住民の文化の向上を図ることができました。	b	・来場者増加に向けて、SNSを活用した周知方法の改善や市民ニーズを捉える工夫を行っていきます。 ・安価で人気のロビーコンサートの観客がホールの文化事業にも繋がるよう、事業の企画を工夫していきます。
・本市の音楽文化の創造と発展のため、北本ピアノフェスティバルを開催します。	・第4回きたもとピアノフェスティバルの開催を予定していましたが、感染症対策のため中止となりました。	生学	・第1部、第2部合わせて計61組が出演予定でした。ゲスト演奏に、ピアニストの高橋多佳子さんをお迎えする予定でした。	b	・ピアノフェスティバルは市民の発表の場として、さらなる事業の充実を図り、来場者数の増加に努めていきます。

○野外活動センターの運営の充実【※令和元年度重点項目】

・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。	・安全な施設の維持管理を図るため、施設設備の日常・定期・緊急点検等を適切に実施し、破損箇所等の修理を迅速に行いました。 ・市全体がセラピー基地として認定されたことに伴い、サンアメニティ北本キャンプフィールドが拠点施設となりました。	生学	・設備点検及び迅速な修繕を実施し、野外活動や体験活動に有効活用されるよう努めました。 ・バンガロー、大屋根の新設により、野外活動センターの魅力を高め多くの方に利用いただきました。	b	・施設の一部で経年劣化による不具合が発生しているため、安全に利用できるよう日常点検と適切な修理を行っていきます。 ・施設を有効利用し、さらなる集客を図れるようPRの方法、イベント内容などを工夫していきます。
--	--	----	--	---	--

○視聴覚資料の有効活用

・視聴覚機器及びソフトの有効活用を図ります。	・プロジェクター、DVDソフトなどの視聴覚機器・ソフトについて、貸し出しを行いました。 (貸出件数 機器：3件、ソフト：34件)	生学	・視聴覚機器、ソフトの貸し出しを行うことにより、学習活動の推進を図ることができました。	b	市の行政改革推進委員会の答申を受け、平成31年3月31日に視聴覚ライブラリーを廃止しましたが、図書館で機器の貸し出しを実施していきます。
------------------------	---	----	---	---	--

○プラネタリウムの運営の充実

・幼児・児童に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。	・子供たちを対象にした団体投影を実施しました。 無料投影 34回 1,368人 有料投影 29回 963人	生学	・小学生には、リクエストに対応した投影内容の充実を図りました。 ・保育所や幼稚園等の幼児に対しては、オリジナルの投影プログラムを上映しました。 ・新型コロナウイルス対策として3月を臨時休館したにもかかわらず、利用者が対前年度比で10%増加しました。	a	・来場者を増やすため、魅力ある番組作成やインターネットを利用した広報活動を実施し、市外の幼稚園等にも広報していきます。
・自然事象への興味を深めてもらうため、事前学習と文化センター屋上で実際の望遠鏡を使用した天体観望会を定期的に開催します。	・望遠鏡や星座早見盤を使った天体観望会を文化センター屋上で行いました。(回数6回)	生学	・事前学習と実際の望遠鏡を使用した天体観望会を実施することで、自然事象への興味を向上することができました。	b	・望遠鏡が老朽化しているため、望遠鏡を修繕するなど対策を検討していきます。
・デジタルシステムの機能を十分に発揮した、魅力的な映像番組を投影します。	・星空を中心にした番組、家族で楽しみながら学ぶ番組、宇宙科学をテーマにした5番組を用意し、来館者が見たい番組を選べるようにしました。 ・ゴールデンウィークと夏休みには投影回数を増やしたり、人気キャラクターの特別番組などを投影しました。	生学	・お試し用の無料投影や内容を充実した有料投影を用意し、番組編成を工夫することで、利用者が増加しました。	b	・来場者を増やすため、魅力ある番組作成や投影内容を工夫していきます。

○図書館運営の充実

・市民の読書を支援するとともに、地域や市民の課題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。	・図書館資料の整備・充実を図りました。（新規購入図書資料中央図書館7,866点、こども図書館1,994点） ・レファレンスサービスを実施しました。（中央図書館2,220件、こども図書館5,454件）	生学	・図書資料の整備・充実を図ることで、地域や市民の課題解決の支援ができました。 ・レファレンスサービスを行うことで利用者の支援を行いました。	b	・蔵書を充実させるとともに、他の公立図書館との相互貸借の制度等を活用し、充実した読書活動が行えるよう支援していきます。
・廃棄図書のリサイクルを実施し、関係機関等への資料提供と再活用を推進します。	・廃棄図書について、小中学校、保育所、公民館に情報提供し、リサイクルを実施しています。	生学	・関係機関と連携して廃棄図書をリサイクルして活用することで、地域の図書資料の充実に繋がりました。	b	・関係機関と連携して廃棄図書のリサイクル活用を実施していきます。
・中央図書館と公民館に置く図書館分室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の利用を促進します。	・中央図書館、図書館分室、こども図書館のネットワークを強化し、市民サービス向上に努めました。 ・中央図書館、こども図書館、児童館が行事等での連携を図り、利用促進に取り組みました。 ・「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、21作品の応募があり、子供たちの図書への興味の上昇、読書活動の推進を図ることができました。	生学	・中央図書館、図書館分室、こども図書館のネットワークを強化し、利用者の利便性の向上が図られました。	b	・中央図書館、図書館分室、こども図書館のネットワークを強化し、図書館の利用促進を図っていきます。
・視覚障がい者などに対するデイジー図書の貸出サービスを推進します。	・視覚障がい者等向け音声サービスの充実を図るため、日々の新聞情報や図書館蔵書についてボランティア協力のもと、デイジー図書を作成しました。（デイジー図書貸出952件） ・朗読者養成講座（上級）を開催しました。（修了者10人）	生学	・市民のボランティア活動によりデイジー図書を新規作成し、視覚障がい者の読書機会の拡大が図られました。 ・新規の朗読者を養成することができました。 ・障がい者サービスを充実させることで、対面朗読サービスの利用も増加しました。	a	・デイジー図書の蔵書点数を増やして、サービスの充実を図っていきます。 ・新規の朗読者を支援してデイジー図書の作成に取り組んでいきます。
・おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトークや読み聞かせを魅力あるものとし、子供の読書活動への支援を推進します。	・絵本の読み聞かせを年間320回（参加者895人）、おはなし会・イベントを年間251回（参加者3,386人）開催するとともに、テーマごとに図書の展示会を年間74回開催しました。	生学	・読み聞かせを年間320回実施し、子供や保護者に多くの本を紹介することで読書活動の推進が図られました。 ・新型コロナウイルス対策として3月に臨時休館がありましたが、それ以外の月では利用者が増加しました。	a	・こども図書館の利用促進を図っていきます。 ・関係団体（北本市子ども文庫連絡会・北本市子どもの本を楽しむ会）と連携し、おはなし会や行事を充実させていきます。

施策3 文化芸術活動の推進

P71

○市民文化祭の開催

・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。	・第54回市民文化祭芸術展の開催 11月7日～10日、出品点数842点、来場者数3,353人 ・第54回市民文化祭文化のつどいの開催 11月16日、17日、24日 出演団体66団体 来場者数3,408人	生学	・出演団体数、来場者数とも前年度を上まわり、市民の文化意識を高めるとともに、出品者相互の交流を深め、市民の日ごろの成果を発表できる良い機会となりました。 ・北本市で活動するサークル・団体をより多くの人に知ってもらうことができました。	a	・より多くの方からの出品と来場していただくため、企画及び広報活動をさらに充実していきます。 ・文化のつどいの運営方法について、出演団体がより参画しやすい検討を行います。
--	--	----	---	---	---

○市民文芸誌の刊行

・市民の文芸活動の振興を図るため、詩、俳句、小説等を公募し、掲載するための市民文芸誌「むくろじ」等を刊行します。	・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載した、市民文芸誌「むくろじ第43号」を発行しました。 (応募者数 一般347点、ジュニア8点、1冊800円で販売)	生学	・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載し、市民の文化創造活動を促すとともに、北本市の文化の振興に寄与することができました。	b	・より多くの方に作品を応募していただくために、広報活動を充実していきます。
--	--	----	--	---	---------------------------------------

○文化団体等の活動の支援

・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。	・文化団体連合会をはじめ、各種文化団体等が主催する発表会等について、名義後援を実施しました。	生学	・事前連絡や各種団体との調整を密にとり、各文化団体がその特徴を生かした活動を行うことを促すことができました。	a	・文化団体がさらに幅広く活動できるように配慮していきます。
・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。	・市内で活動するグループ・サークルの情報や刊行物の案内、公民館等案内をまとめた情報誌を発行（850部作成）し、公民館等の生涯学習拠点施設にて配布しました。	生学	・学習情報の問合せがあった際に、文化団体等の情報を提供することができました。	b	・文化団体がさらに幅広く活動できるように配慮していきます。

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

地域で長く培われてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。

施策 1 文化財保護の調査と研究

施策 2 文化財の保存と管理

施策 3 文化財の啓発と活用

施策 4 郷土芸能の継承と支援

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	取組評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	令和元年度 取組状況・実績					
施策 1 文化財保護の調査と研究								
○文化財の調査・研究								
		＊ ・デーノタメ遺跡、石戸城跡など貴重な埋蔵文化財包蔵地については、積極的な内容確認調査を行い、史跡指定に向けて取り組みます。また、学識経験者や専門機関と連携し、遺跡の重要性について情報発信をします。	・デーノタメ遺跡については総括報告書を刊行し、遺跡の重要性を広く公表しました。 ・保存・活用に向けて文化庁、埼玉県教育委員会と協議を進めました。出土遺物の分析作業については、土壌サンプル中の微細な花粉の分析、年代分析等を進めました。また、遺跡の構造、性格等を確認するため、現地における内容確認調査を実施し、縄文時代後期の古環境について明らかにすることができました。 ・デーノタメ遺跡の出土遺物のうち、脆弱な木製品は真空凍結乾燥法による保存処理を行いました。また、復元の困難な漆塗土器を再現文化財として新たに作製しました。	文化財	・「デーノタメ遺跡総括報告書」は史跡指定に向けた基礎資料としても用いられるため、遺跡の特徴である、集落の規模の大きさと継続期間の長さについて、詳しく報告を行いました。また、出土遺物の自然科学分析を10項目にわたって行い、当時の古環境や縄文人の植物資源利用についても、新たな知見を得ることができました。 ・デーノタメ遺跡の内容確認調査により、遺跡の構造、低湿地遺跡の性格、規模等を明らかにしました。	S	・デーノタメ遺跡については、「デーノタメ遺跡総括報告書」を刊行し、遺跡の重要性を公表しました。今後は、遺跡への理解を深めることを目標に、シンポジウムの開催を検討するなど、文化財の啓発に一層取り組んでいきます。また、遺跡の性格をより詳細に把握するため、内容確認調査および出土遺物の分析を進めます。さらに、デーノタメ遺跡調査指導委員会の指導のもと、国・県との協議を進め、保存と活用に努めていきます。	
○埋蔵文化財の調査【※令和元年度重点項目】								
		・開発行為等で失われる埋蔵文化財については、発掘調査を行い、調査報告書を刊行します。	・埋蔵文化財包蔵地における開発事業に先立ち、記録による保存措置のため、4件（雑木林遺跡、No.82遺跡、上宿遺跡、No.97遺跡）の発掘調査を実施しました。 ・「中井遺跡第3次調査、下宿遺跡第6次調査」の発掘調査報告書を刊行しました。	文化財	・文化財保護法に則り、事業者・地権者と協議・調整を行い、開発事業等に対して埋蔵文化財の適切な取扱いに努め、文化財の保護を図ることができました。 ・開発に伴う発掘調査の報告書を作成することにより、市内遺跡の調査成果を公表することができました。	b	・今後も開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、文化財保護法に則り適切に対応していきます。 ・試掘及び発掘調査が増加傾向にあることから、専門職員の採用について人事所管課と協議していきます。	

＊ デーノタメ遺跡・・・「デーノタメ」は、北本市を南北に流れる江川の支流付近に、昭和40年代まであった約千㎡の湧水池の名前。遺跡はこの湧水池を囲む6万㎡程で、縄文時代中期後期の水場遺構や漆塗土器が発見されている。

○指定文化財にかかる調査研究					
・指定文化財の候補となるリストを作成し、記載された文化財についての重要性や希少性を評価して、指定に向けて取り組みます。	・「放光寺旧蔵の霊柩車」と「田島家文書」について調査を行い、文化財保護審議会において当該文化財について審議し、市指定文化財候補としました。	文化財	・新たに2件の文化財の調査を進め、指定文化財候補とすることができました。	b	・今後も、市内に所在している文化財の調査を実施し、新たな市指定文化財として保護・活用できるように努めます。 ・指定文化財のうち、破損や劣化が認められるものについては、修復及び復元し、適切に保存を図っていきます。
施策2 文化財の保存と管理					
P74					
○郷土資料室所蔵の史(資)料の整理と台帳化					
・市民の求めに応じたレファレンスサービスに対応できる管理を行います。	・市内で収集された古文書、行政文書についてリスト化し、閲覧等に対応できるようにしました。	文化財	・リスト化と同時に収蔵についても工夫し、適正な保存管理に努めました。	b	・現在の施設の老朽化、狭隘化が進んでいることから「北本市公共施設マネジメント計画」において、優先的に対応できるよう検討していきます。
○文化財資料の寄贈、寄託の対応					
・積極的な対応に努め、資料の散逸を防ぎます。	・農耕具等の古民具、旧家の古文書など、5件、1841点の民俗的・歴史的資料を収集しました。	文化財	・古民具の収集や古文書の解説を行い、失われつつある民俗資料、歴史資料の保存・整理を図ることができました。	b	・保管する文化財資料の目録化を進めていますが、今後も資料の増加が見込まれるため、保存・保管施設の確保が課題となっています。「北本市公共施設マネジメント計画」に基づき、移転計画を検討していきます。
○指定文化財の現況調査の実施					
・保存状態、管理状況などを把握し、必要に応じて所有者への助言、修繕への補助などを行います。	・個人所有の指定文化財については、文化財の現状確認を文書で行うとともに、修繕や活用等の助言を行いました。	文化財	・指定文化財の適切な管理等について、文書による調査を行い、指定文化財の管理状況を把握することができました。	b	・指定文化財の適正な保存・管理・活用を図るため、指定文化財の現状を確認するための調査を行います。
○指定文化財の所有者の変更対応					
・情報収集に努め、文化財の市外流失や消失を防ぎます。	・文書により、指定文化財の現状確認や所有者情報の変更について報告していただきました。	文化財	・所有者情報の変更については、適宜把握し、管理台帳上の訂正を行いました。	b	・所有者情報については、年1回以上の照会ができるよう検討していきます。

	○民俗文化財の集中的な収蔵				
	・市内に分散して収蔵している民俗文化財を1ヶ所にまとめて管理します。	・(仮称)埋蔵文化財センターの整備の中で、収蔵を一元化するため、「北本市公共施設マネジメント計画」において、優先的に整備を進めることを目指しました。	文化財	・民具収蔵については、施設整備の必要性について全庁的な共通認識を図ることができました。	b ・現在の分散した施設では効率が悪く問題が多いため、「北本市公共施設マネジメント計画」において優先的な対応を目指していきます。
	○(仮称)埋蔵文化財センターの整備及び埋蔵文化財展示室の設置				
	・文化財保存施設としての整備と、出土した埋蔵文化財の展示を目指します。	・(仮称)埋蔵文化財センターの整備の中で、市内出土の埋蔵文化財の展示を可能とするため、「北本市公共施設マネジメント計画」において、優先的に整備を進めることを目指しました。	文化財	・埋蔵文化財施設の整備の必要性については、全庁的な共通認識をもつことができました。	b ・現在の施設の老朽化、狭隘化が進んでいることから、「北本市公共施設マネジメント計画」において優先的な対応を目指していきます。
施策3 文化財の啓発と活用 P75					
	○インターネット等による文化財の情報発信				
	・文化財の情報や最新の調査成果について情報を発信します。	・市庁舎1階に展示スペースを設け、スポット展示「デーノタメ遺跡が語るもの」展を年間を通して開催しました。発掘された遺物の展示を行い、遺跡の重要性を写真パネルにより紹介することで、縄文時代の古環境や縄文人の「食」の情報についても発信しました。 ・学校や地域との連携による体験学習については、小・中学校社会科授業、市役所出前講座、高齢者学級、公民館、自治会等が主催する歴史講座、歴史探訪会等を支援しました(33回開催、延べ4,167人参加)。	文化財	・学校や公民館等と連携を図り、体験学習や出前講座を実施することで、児童生徒や市民に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供することができました。	b ・今後も、歴史的資料や文化財等を活用した出前講座、体験学習、歴史探訪会等を実施していきます。 ・参加者が子供や高齢者などに偏っていることから、中間年齢層に向けた啓発を検討していきます。
	・市広報等を通じ、市内の文化財の魅力や重要性について周知に努めます。	・デーノタメ遺跡の調査成果を市のホームページ上に公開しました。 ・広報きたもとで「岩槻街道」の特集記事を掲載しました。	文化財	・「デーノタメ遺跡総括報告書」を市ホームページ上に全文を掲載し、一般の市民から研究者までの利用に供しました。 ・市広報の特集記事として、市東側を縦貫する「岩槻街道」について6ページにわたり紹介し、市民の地元への理解を深めることができました。	a ・文化財の広報掲載の機会を増やすよう、所管課へ働きかけていきます。
	・市内の各種文化財の案内板等の整備に努めます。	・デーノタメ遺跡の案内・解説看板を整備しました。	文化財	・市民から多くの要望が寄せられていた、デーノタメ遺跡の現地案内看板について、都市再生機構(UR)の協力を得て設置しました。これにより市民や見学者の遺跡への理解を図ることができました。	a ・市内文化財の活用に向け、観光部門の所管課と連携して対応していきます。

○文化財の展示・公開・活用

・国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」及び「板石塔婆」の積極的な公開に努めます。	・石戸蒲ザクラの適切な保存活用に向け「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」を開催し、『石戸蒲ザクラ保存活用計画』の策定について協議を進めました。	文化財	・国、県及び市の指定文化財については、所有者、関係機関と連携を図りながら、文化財の適切な保存、管理を行い、公開に努めました。	b	・板石塔婆の年間を通しての公開を検討していきます。
・（仮称）北本市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財展示室を活用し、地域学習の拠点づくりを図ります。	・（仮称）埋蔵文化財センターの整備については、「北本市公共施設マネジメント計画」の中で、優先的に整備を進めることを目指しました。	文化財	・施設整備の必要性については、全庁的な共通認識をもつことができました。	b	・現在の施設の老朽化、狭隘化が進んでいることから、「北本市公共施設マネジメント計画」において優先的な対応を目指していきます。
・重要遺跡を始め、発掘調査の成果等の現地説明会を開催します。	・小・中学校の社会科授業、市役所出前講座、高齢者学級、公民館、自治会等が主催する歴史講座、歴史探訪会等において、市内の遺跡を紹介しました。	文化財	・各種講座や市内散策などでは、参加者から市の新たな魅力を認識したと好評を得ました。	b	・発掘調査等の現地見学の機会を増やすことを検討していきます。

○文化財の学習・啓発活動【※令和元年度重点項目】

・市内小・中学校への出張授業事業やフィールド学習の充実に努めます。	・小学校3年生対象の社会科見学会で、石戸蒲ザクラ、板石塔婆の案内、解説を行いました。 ・学校との連携による体験学習については、小・中学校社会科授業において、歴史等の授業支援を行いました。	文化財	・学校と連携を図り、体験学習や出前講座を実施することで、児童生徒に郷土の歴史や文化財にふれる機会を提供することができました。	b	・今後も、歴史的資料や文化財等を活用した出前講座、体験学習、歴史探訪会等を実施していきます。
・公民館等で開催の地域学習や「市役所出前講座事業」の支援・協力に努めます。	・地域との連携による体験学習については、市役所出前講座、高齢者学級、公民館、自治会等が主催する歴史講座、歴史探訪会等を支援しました。	文化財	・市内の文化財について、講座、散策の参加者が親しむ機会を設けることができました。	b	・今後も、歴史的資料や文化財等を活用した出前講座、体験学習、歴史探訪会等を実施していきます。
・市内の重要遺跡等をテーマにしたシンポジウム等を開催します。	・予定していた「シンポジウムデーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅲ」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期しました。	文化財	・延期はやむをえない措置であったと考えます。改めて開催に向けて努力します。	b	・3回目のデーノタメ遺跡のシンポジウムが延期となったことから、改めて開催を検討していきます。
・地域史料を活用した「歴史講座」「古文書読解の会」等の開催に努めます。	・市で収集した古文書を教材として、「古文書を読む」の講座を開催しました。	文化財	・古文書からわかる市内の江戸時代のくらしについて、参加者の理解を深めることができました。	b	・今後も、市内の古文書を教材とした講座等の実施をしていきます。

施策4 郷土芸能の継承と支援

P76

○郷土芸能団体の支援と後継者育成

・国、県、財団等の補助について情報を集め、団体の支援につなげるよう努めます。	・国、県の補助制度に加えて、民間団体からの活動補助などの情報を各団体へ伝え、申請等の支援を行いました。	文化財	・補助金申請について、定例の理事会などで、情報の提供を行い、各団体の活動支援につなげることができました。	b	・補助金の申請対象は指定文化財であることを条件とすることが多く、未指定の団体の活動についても補助金の情報を収集していきます。
・後継者育成にあたり、団体との連携に努めます。	・後継者育成のため、新会員募集や宣伝の支援を行ってきました。	文化財	・各団体の意向を踏まえて、ポスター掲示やビラの配布について、支援を行いました。	b	・今まで地域内で行われていた会員の募集範囲について、広域化することを郷土芸能保存団体連合会へ提案していきます。
・市内の小・中学校と郷土芸能団体との連携に努めます。	・郷土芸能大会の記録DVDを市内小・中学校へ配布し、市内の郷土芸能を鑑賞してもらう機会を提供しました。	文化財	・市内小・中学校へ、大会記録のDVD配布や郷土芸能大会の告知などを行いました。	b	・課外授業などで地元のお囃子や獅子舞等を披露する機会を増やし、併せて体験学習の授業への支援を検討します。

○郷土芸能の記録と情報の発信

・貴重な郷土芸能の活動を映像で記録します。	・郷土芸能大会や北本まつりなどに参加する団体の、映像の記録を行いました。また、郷土芸能大会においてこれらをパネル化し、各団体の紹介を行いました。	文化財	・映像の記録は毎回行っており、郷土芸能の歴史として保存活用に努めることができました。	b	・郷土芸能の映像の上映機会や写真展などの企画を考えていきます。
・市内で活動する郷土芸能の魅力をホームページ等で発信します。	・埼玉県を通じて、郷土芸能大会の開催を各種メディアに向けて発信しました。	文化財	・20年以上続く郷土芸能大会の開催について、市広報をはじめ、新聞、情報誌への掲載や、FMラジオへの会長の出演などを積極的に行い周知をはかりました。	a	・今後も積極的に各種メディアに働きかけていきます。また、市ホームページ上に郷土芸能保存団体連合会の情報を掲載していきます。
・市内の郷土芸能を解説したリーフレットの作成に努めます。	・郷土芸能大会において作成したパンフレットに、団体の活動紹介を記載しました。また、郷土芸能大会の報告書を作成し、市内関係機関と近隣自治体へ配布しました。	文化財	・郷土芸能大会のパンフレットをカラー印刷にして、より見やすい紙面とし、各団体の歴史や活動について紹介しました。これにより、市民や県民に対して、郷土芸能保存団体連合会に所属する各団体の周知とイメージアップにつなげることができました。	a	・市内の郷土芸能のパンフレットやリーフレットの作成を郷土芸能保存団体連合会と検討していきます。

○郷土芸能保存団体連合会の支援【※令和元年度重点項目】

・郷土芸能大会を継続的に開催し、これを共催します。	・郷土芸能に関連するイベントで、20年を超える活動が続いている自治体が県内には見当たらない中で、令和元年度は第21回目の郷土芸能大会を開催しました。	文化財	・教育委員会は共催団体として郷土芸能大会の開催を支援し、埼玉県をはじめとする各自治体に対して、大会の宣伝や情報発信を積極的に行いました。 ・郷土芸能大会のDVDを市内小中学校へ配布し、これにより郷土芸能大会開催が後継者育成に寄与することができたと考えます。	a	・郷土芸能大会の観客の年代層を広げていくため、市内小・中学校、高校等への宣伝に努めます。
・市外で活動する郷土芸能団体との交流について支援します。	・郷土芸能大会に市外からゲスト団体を招き、各団体と交流を行いました。また、ゲスト団体の活動についても宣伝しました。	文化財	・ここ数年は郷土芸能大会に市外の団体を招き、情報交換や各団体との交流を図りました。	b	・郷土芸能大会だけではなく、日常的な交流や各団体の市外への派遣などを支援していきます。

【参考】令和元年度事業の個別取組にかかる自己評価（取組評価）の集計表

	施策名		個別取組 の数	左記の個別取組の評価内訳			
				「s」	「a」	「b」	「c」
基本目標 Ⅰ	施策 1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	11		3	8	
	施策 2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	13	2	1	10	
	施策 3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	6		1	5	
	施策 4	進路指導・キャリア教育の推進	6		2	4	
	施策 5	本物にふれる事業の推進	4			4	
	施策 6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	12		2	10	
基本目標 Ⅱ	施策 1	基本的人権を尊重する教育の推進	8			8	
	施策 2	人権啓発活動の推進	2		1	1	
	施策 3	心の教育の推進	8		1	7	
	施策 4	ボランティア・福祉教育の推進	2			2	
	施策 5	生徒指導・教育相談体制の充実	12	1	1	10	
	施策 6	児童生徒の健康の保持増進	13		1	12	
	施策 7	運動習慣の形成と体力向上の推進	10		2	8	
	施策 8	安全教育の推進と安全管理の徹底	13		2	11	
基本目標 Ⅲ	施策 1	小中一貫教育（学校４・３・２制）をはじめとした異校種間連携の推進	6	2	1	3	
	施策 2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	8		2	6	
	施策 3	教職員の資質の向上	10	1	1	8	
	施策 4	教育環境の整備・充実	9			9	
	施策 5	学校経営の改革推進	6			6	
基本目標 Ⅳ	施策 1	家庭教育に関する学習機会の充実とＰＴＡ活動の推進	2		2		
	施策 2	地域の教育推進体制の充実	4			4	
	施策 3	子供の読書活動の推進	4		1	3	
	施策 4	地域活動室事業と学校応援団の活用の推進	6			6	
基本目標 Ⅴ	施策 1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	10		2	8	
	施策 2	学習施設の整備・運営の充実	14		3	11	
	施策 3	文化芸術活動の推進	4		2	2	
基本目標 Ⅵ	施策 1	文化財保護の調査と研究	3	1		2	
	施策 2	文化財の保存と管理	6			6	
	施策 3	文化財の啓発と活用	10		2	8	
	施策 4	郷土芸能の継承と支援	8		3	5	

*** 個別取組にかかる評価（取組評価）の凡例**

- ・「s」 期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。
- ・「a」 期待水準を上まわる成果を挙げている。
- ・「b」 期待する成果を挙げている。
- ・「c」 期待する成果が十分に得られていない。

6 評 価

【評価基準】

評価記号	評 価 要 素
A	期待水準を大幅に上まわる成果を挙げている。
B	期待する成果を挙げている。
C	期待する成果が十分に得られていない。

【点検・評価の集計結果】

評価記号	自己評価		外部評価者評価			
			清水委員		金子委員	
A	7 施策	23.3%	7 施策	23.3%	8 施策	26.7%
B	2 3 施策	76.7%	2 3 施策	76.7%	2 2 施策	73.3%
C	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%	0 施策	0.0%
合 計	3 0 施策	100.0%	3 0 施策	100.0%	3 0 施策	100.0%

* 第2期北本市教育振興基本計画に定める30の施策に対する点検・評価となります。

* 各個別取組の「取組評価」における s 及び a 評価の割合を基に、「施策単位」による評価を行いました。

* 各事務事業の評価に関することは、各担当課にお問合せください。

【点検・評価の施策ごとの結果】

基本目標及び施策		自己 評価	外部評価者 評価		主管課	施策の 取組状 況掲載 ページ
			清水 委員	金子 委員		
Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成						
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	B	B	B	学校教育課	9
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	A	A	A	学校教育課	1 1
3	「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組	B	B	B	学校教育課	1 4
4	進路指導・キャリア教育の推進	B	B	A	学校教育課	1 5
5	本物にふれる事業の推進	B	B	B	学校教育課	1 6
6	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	B	B	B	学校教育課	1 7
Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成						
1	基本的人権を尊重する教育の推進	B	B	B	学校教育課	2 1
2	人権啓発活動の推進	A	A	A	生涯学習課	2 2

3	心の教育の推進	B	B	B	学校教育課	2 3
4	ボランティア・福祉教育の推進	B	B	B	学校教育課	2 5
5	生徒指導・教育相談体制の充実	B	B	B	学校教育課	2 5
6	児童生徒の健康の保持増進	B	B	B	学校教育課	2 8
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	B	B	B	学校教育課	3 0
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	B	B	B	学校教育課	3 2
Ⅲ 質の高い学校教育の推進						
1	小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進	A	A	A	学校教育課	3 6
2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	B	B	B	学校教育課	3 7
3	教職員の資質の向上	B	B	B	学校教育課	3 9
4	教育環境の整備・充実	B	B	B	学校教育課	4 1
5	学校経営の改革推進	B	B	B	学校教育課	4 3
Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上						
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	A	A	A	生涯学習課	4 5
2	地域の教育推進体制の充実	B	B	B	生涯学習課	4 5
3	子供の読書活動の推進	B	B	B	生涯学習課	4 7
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	B	B	B	学校教育課	4 8
Ⅴ 生涯学習の支援						
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	B	B	B	生涯学習課	5 0
2	学習施設の整備・運営の充実	B	B	B	生涯学習課	5 2
3	文化芸術活動の推進	A	A	A	生涯学習課	5 5
Ⅵ 文化財保護の推進						
1	文化財保護の調査と研究	A	A	A	文化財保護課	5 7
2	文化財の保存と管理	B	B	B	文化財保護課	5 8
3	文化財の啓発と活用	B	B	B	文化財保護課	5 9
4	郷土芸能の継承と支援	A	A	A	文化財保護課	6 1

【主管課における自己評価のまとめ】

教育総務課	令和元年度の主な取組みとしましては、学校給食における地産地消の推進により、児童生徒の食の関心を深めることができました。 また、老朽化した照明器具や、舗装の改修工事を実施し、教育環境の整備を図ることができました。 しかし、その他にも改修等が必要な施設・設備が残ることから、教育目標Ⅲの施策4「教育環境の整備・充実」の評価は「B」といたしました。引き続き、安全に配慮した学校施設の整備を順次進めてまいります。
-------	---

学校教育課	令和元年度については、小学校1校をコミュニティ・スクールのモデル校として指定し、研究を進めました。令和2年度以降、指定校を増やし、コミュニティ・スクールの推進をさらに図ります。 平成25年から始まった小中一貫教育（学校4・3・2制）を基軸とした研究への取組が市内全校の取組として充実していることから基本目標Ⅲ－1の施策を「A」と評価しました。 また、新学習指導要領が実施される小学校において、外国語活動、外国語やプログラミング教育の研修を充実させ、国際理解教育及び情報教育の推進が図れたことから、基本目標Ⅰ－2の施策を「A」と評価しました。
-------	---

生涯学習課	基本目標Ⅱでは、施策２において、各種人権教育啓発資料を作成・配布し、市民の人権意識の啓発を図ることができたことから「A」評価としました。 基本目標Ⅳでは、施策１において、全ての小・中学校で子育て講座を開催し、家庭教育支援を行いました。また、家庭教育講演会「ハートピア２１」では、知名度の高い講師を招聘し、満足度の高い有意義な講演会を開催できたことから、「A」評価としました。 基本目標Ⅴでは、施策３において、市民文化祭の開催や、文化団体等が行う事業活動への支援を行い、文化芸術活動の推進を図ることができたことから「A」評価としました。 その他、市民大学きたもと学苑や子ども大学など多くの参加者がある一方、今年度は台風や新型コロナウイルスにおける公共施設の休館等の影響で実施できなかった事業等もあり、参加人数の増加に結び付いていないことから、「B」評価としました。
-------	---

文化財保護課	基本目標Ⅵの施策１「文化財保護の調査と研究」については、「デーノタメ遺跡総括報告書」を刊行し、遺跡の重要性を公表することができたため「A」評価としました。 基本目標Ⅵの施策４「郷土芸能の継承と支援」については、郷土芸能大会の継続により効果が高まるとともに、市外の団体との交流を図る場にもなっています。令和元年度は第２１回大会となり、県内では他に例のない大会となってきたことから「A」評価としました。
--------	---

（注１）生涯スポーツに関する事務は令和元年度まで市長部局所管となります。

（注２）学校保健体育に関する事務の主管課は「学校教育課」となります。

【外部評価者講評】

埼玉県名誉教授 清水 誠 （敬称略）



令和元年度教育行政の重点施策に沿って推進された 30 の施策について点検評価した結果は、各個別取組全てにおいて目標が明確であり、取組状況・実績において期待する成果をあげたことを確認することができた。また、基本目標Ⅰの施策2「時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進」や基本目標Ⅲの施策1「小中一貫教育に係る教育活動の推進」など7つの施策において期待水準を大きく上回る成果をあげていることを確認することができた。特に令和元年度の重点項目の一つである「小中一貫教育（学校4・3・2制）に係る教育活動の推進や少人数学級を実現するための取組」では、取組の成果として児童生徒への効果が明確に現れた実効性のある取組であったことがわかる。北本市教育委員会の取組が各学校・保護者・市民等と連携して期待する水準以上の成果をあげたと評価できる。

元埼玉県教育局南部教育事務所所長 金子 美智雄 （敬称略）



北本市教育振興基本計画も第2期2年目となり、教育行政全般に亘り適正な管理・運営が図られ、各課の施策においても期待どおり又は期待以上の成果が認められており、各施策に対する評価も妥当であると思われる。

ことに、「時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進」、「人権啓発活動の推進」、「学校4・3・2制をはじめとした異校種間連携の推進」においては、顕著な成果が認められた。また、「デーノタメ遺跡保護に関する『文化財保護の調査と研究』」においても大きな成果をあげている。さらに「家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進」の施策では、家庭教育講習会を充実させるなど保護者からの信頼も厚く期待以上の成果を認めることができ、高く評価できる。

今後は、各課で設定した施策の数値目標の達成に向けたさらなる取組と躍進が図られることを期待したい。

7 指標一覧

第2期北本市教育振興基本計画において定められている各指標の数値目標について、令和元年度末におけるその状況は次のとおりでした。

関連施策	指標	平成30年度末	令和元年度末 (太字は達成)	第2期教育振興 基本計画の目標 (令和4年度末)
I 1 ほか	県学習状況調査の各学年の平均正 答率が県平均を上回る教科の割合	50.0%	71.4%	100.0%
II 7	新体力テスト総合評価5ランク 中上位3ランクである児童生徒 の割合	82.3%	78.6%	87.0%
II 6	学校給食における地場産食材の使用量 *下段に5月1日児童生徒数を参考掲載	7,573kg (4,557人)	8,227kg (4,406人)	10,000kg
III 4 IV 2	放課後子ども教室における学童 との共通プログラムの実施頻度	各教室 6回/年	各教室 8回/年	各教室 35回/年
III I (I1・II5)	学校4・3・2制における児童生 徒の交流活動実施回数	197回/年	204回/年	240回/年
IV 4	学校応援団の年間支援活動日数 (1校平均)	128日	185日	180日
V 1	市民大学きたもと学苑の講座数	223講座	238講座	250講座
V 1	人財情報バンク登録者数	157人	168人	180人
V 1	市役所出前講座	23件/年	25件/年	35件/年
V 2	市民1人当たりの公民館年間利 用回数	7.2回	6.4回	7.5回
IV 3 V 2	市民1人当たりの図書資料年間 貸出点数	5.5冊	5.0冊	5.8冊
V 2	市民1人当たりの野外活動セン ター年間利用回数	0.9回	0.9回	1.0回
VI 1	保護されている指定・登録文化財 件数	53件	53件	55件
VI 3	文化財学習講座及び小・中学校学 習支援講座数	32講座	33講座	30講座

8 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議

区分	日付	報告・議案件数	議事内容
定例	4月25日	報告 7件	平成30年度各小・中学校第3学期の状況、平成30年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況等の報告。
		議案 6件	北本市立学校の適正規模等に関する検討、平成31年度教育委員の学校訪問、北本市就学支援委員会委員の委嘱等の議案の議決。
定例	5月23日	報告 3件	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況等の報告。
		議案 3件	学校協議会委員・外部評価委員の委嘱、北本市立西小学校学校運営協議会委員の委嘱等の議決。
臨時	6月18日	議案 1件	令和元年第2回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	6月27日	報告 5件	教育長の決裁処分、北本市青少年指導委員会委員の委嘱等の報告。
		議案 10件	北本市いじめ防止等のための基本的な方針、令和2年度使用小学校用教科用図書採択、令和2年度使用中学校用教科用図書採択、北本市立小・中学校通学区域に係る諮問等の議案の議決。
定例	7月25日	報告 2件	教育長の決裁処分等の報告。
		議案 4件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、北本市いじめ防止対策推進条例の制定等の議案の議決。
定例	8月22日	報告 8件	令和元年度各小・中学校第1学期状況、北本市立小・中学校通学区域、石戸蒲ザクラの保存管理等の報告。
		議案 1件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の議案の議決。
臨時	9月12日	議案 1件	令和元年第3回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	9月26日	報告 8件	第4回きたもとピアノフェスティバルの開催、「デーノタメ遺跡総括報告書」の刊行等の報告。
		議案 2件	令和2年度当初教職員人事異動の方針等の議案の議決。

定例	10月24日	報告 3件	上宿遺跡発掘調査の概要等の報告。
		議案 0件	
定例	11月21日	報告 3件	令和2年北本市成人式開催概要等の報告。
		議案 4件	北本市立栄小学校の今後のあり方に関する方針等の議案の議決。
臨時	12月5日	議案 1件	令和元年第4回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	12月26日	報告 5件	第54回北本市市民文化祭文化のつどいの実施、平成30年度デーノタメ遺跡内容確認調査等の報告。
		議案 2件	令和2年北本市立小・中学校入学通知の議案の議決。
定例	1月23日	報告 4件	令和元年度各小・中学校第2学期状況等の報告。
		議案 4件	北本市立学校設置及び管理条例の一部改正等の議案の議決。
		再審議 1件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意の議決
定例	2月12日	報告 4件	教育長の決裁処分等の報告。
		議案 9件	北本市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定等の議案の議決。
臨時	3月2日	議案 1件	新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応の報告。
定例	3月22日	報告 10件	令和元年度就学支援委員会の支援結果、北本市地区公民館等令和2年度事業計画等の報告。
		議案 8件	令和2年度教育行政の重点施策、令和2年度指導の重点・努力点について等の議案の議決。

(2) 総合教育会議

日付	議題 件数	協議内容
8月22日	議題 3件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告等
9月26日	議題 2件	学校教育の充実について等

(3) 学校訪問・社会教育施設等訪問

区分	日付	概要
学校訪問	6月28日	東中学校、東小学校 南小学校、西小学校
学校訪問	7月3日	北小学校、中丸東小学校 中丸小学校、宮内中学校
学校訪問	7月4日	北本中学校、栄小学校 石戸小学校、西中学校
社会教育施設等 訪問	11月19日	勤労福祉センター、北部公民館、東部公民館 西部公民館、栄小放課後こども教室



～ 令和元年度学校訪問の様子 ～

9 資 料

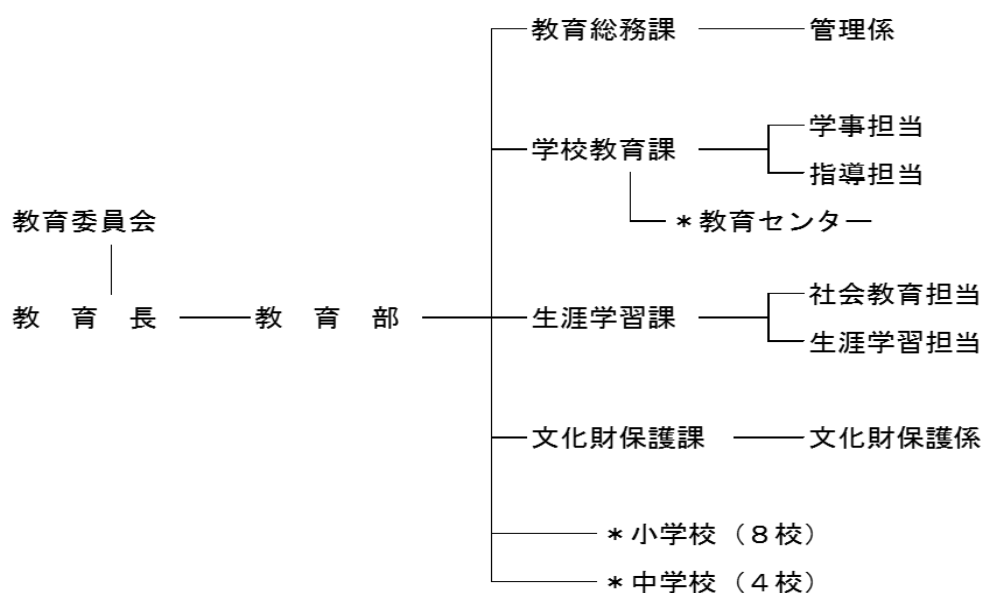
(1) 教育委員会教育長・教育委員

(令和2年3月31日現在)

職 名	氏 名	教育長・教育委員の任期
教 育 長	清 水 隆	平成30年 7月1日～令和 3年 6月30日
職務代理者	大保木 道子	平成22年10月1日～令和 4年 9月30日
委 員	金 井 裕	平成25年 4月1日～令和 3年 3月31日
委 員	安 田 美詠子	平成26年10月1日～令和 4年 9月30日
委 員	久保田 篤 正	平成29年 7月1日～令和 3年 6月30日
委 員	加 藤 潤 一	令和 元年10月1日～令和 5年 9月30日

(2) 教育委員会の組織

(令和2年3月31日現在)



*印は教育機関を示す。

○ この図以外に、課に属する施設等

生涯学習課 ……野外活動センター、中央公民館、中央図書館、こども図書館
南部公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、中丸公民館
学習センター、勤労福祉センター、コミュニティセンター

(3) 公立学校施設

ア 小学校

(令和元年5月1日現在)

学 校 名	児童数 (人)	学級数
中丸小学校	4 4 5	1 6
石戸小学校	2 7 8	1 3
南小学校	3 9 2	1 5
栄小学校	6 5	8
北小学校	4 2 3	1 3
西小学校	5 8 2	2 0
東小学校	4 4 2	1 6
中丸東小学校	2 2 0	1 1
小学校合計	2, 8 4 7	1 1 2

イ 中学校

(令和元年5月1日現在)

学 校 名	生徒数 (人)	学級数
北本中学校	5 5 5	1 7
東中学校	5 1 8	1 8
西中学校	1 6 2	8
宮内中学校	3 2 4	1 1
中学校合計	1, 5 5 9	5 4

(4) 北本市教育施策大綱

北本市教育施策大綱

(平成30年度～令和4年度)

○基本理念

グローバル化による多様性や急速な情報化・技術革新による社会的変化が進む中で、北本の子供たちが大きな夢と志を持ち、時代に対応していくため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして、主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点から授業改善を進め、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高め、主体的・対話的で深い学びを実現させます。また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、

人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

Ⅲ 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を図ることにより、一人一人の教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。また、学校施設をはじめとした、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

主に保護者が子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせるために行う、家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供の読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室事業と学校応援団の活動の推進をとおして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

Ⅴ 生涯学習の支援

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。また、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

Ⅵ 文化財保護の推進

地域で長く培われてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。

北本市教育施策大綱と北本市教育振興基本計画との関係図

北本市教育施策大綱

(平成30年度～令和4年度)

○基本理念

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習の支援
- VI 文化財保護の推進

実行計画

第2期北本市教育振興基本計画
(平成30年度～令和4年度)

北本市・北本市教育委員会

(令和元年度実施事業)

教育委員会の事務に関する点検評価報告書

発 行 令和2年8月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊